

城陽市環境基本条例の解説

平成13年(2001年)12月

城陽市市民経済部環境交通課

「城陽市環境基本条例の解説」作成の趣旨

この解説は、平成13年12月27日公布、平成14年4月1日施行の「城陽市環境基本条例」(平成13年城陽市条例第25号)の意義を周知し、その適正な運用を図るため、各条文の趣旨、用語の説明、提言書との関係、参考例などについて記述したものです。

平成13年12月

城 陽 市 長

目 次

1 .「城陽市環境基本条例の解説」の作成について	4
1 環境基本条例制定の背景	5
2 環境基本条例の性格	6
3 環境基本条例の制定経過	6
4 環境基本条例の構成	7
2 .城陽市環境基本条例の解説	8
前 文	8
第1章 総則	12
第 1条 (目的)	12
第 2条 (定義)	13
第 3条 (基本理念)	16
第 4条 (市の責務)	18
第 5条 (市民の責務)	20
第 6条 (市民団体の責務)	21
第 7条 (事業者の責務)	23
第 8条 (各主体の協働)	25
第2章 施策の策定等に係る基本方針	26
第 9条	26
第3章 施策の総合的かつ計画的推進	29
第10条 (環境基本計画)	29
第11条 (実行計画等)	31
第12条 (年次報告等)	32
第4章 推進施策	33
第13条 (規制措置)	33
第14条 (経済的措置)	36
第15条 (公共的施設の整備等)	40
第16条 (自然環境の保全等)	42
第17条 (資源の循環的な利用等の促進)	43
第18条 (東部丘陵地の環境への配慮)	44
第19条 (環境影響評価)	45
第20条 (事業者との協定)	47
第21条 (環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)	48
第22条 (環境学習及び環境教育の推進)	49
第23条 (市民等の自発的な活動の促進)	50
第24条 (地球温暖化の防止等に関する施策の推進)	51
第25条 (地球環境保全に関する国際協力等の推進)	52
第5章 推進及び調整体制等	53
第26条 (環境審議会)	53

第27条(市民等の施策への参加)・・・・・・・・・・・・・・・・	55
第28条(施策の推進体制の整備)・・・・・・・・・・・・・・・・	57
第29条(調査及び研究の実施)・・・・・・・・・・・・・・・・	58
第30条(監視等の体制の整備)・・・・・・・・・・・・・・・・	59
第31条(国及び他の地方公共団体との協力)・・・・・・・・	61
第32条(一時滞在者等の協力)・・・・・・・・・・・・・・・・	62
第33条(その他)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
附 則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
3. 参考資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65

1. 「城陽市環境基本条例の解説」の作成について

環境基本条例の策定に当たりましては、国の「環境基本法」や府の「京都府環境を守り育てる条例」が策定されているものの、城陽市としての地域特性や城陽市環境市民懇話会の意見等を踏まえた独自の考え方を盛り込んで策定していること、また、専門的用語の活用から十分な説明が必要であることなどから、条例の考え方を多くの方々にご理解いただくために、

「条文」

条文の【趣旨】

条文に下線を引いた言葉の【説明】

について記載し、できるだけ解りやすく作成しています。

1 環境基本条例制定の背景

城陽市は京都・奈良の中間に位置し、豊かな水・自然、温暖な気候に恵まれた地として、古くから人々が暮らしていました。先人たちは、木津川水系の水・地下水を利用し、治山治水に汗を流し、山野を耕し農地を広げながら、豊かで多様な城陽の歴史や文化を培ってきました。しかし、昭和40年（1965年）代からの高度経済成長の時期に入ると、京都・大阪都市圏のベッドタウンとして急激な人口増と都市化が進み、宅地開発による農地や丘陵地の森林の減少や、生活排水等による河川の水質悪化、ごみの排出量の増加、自動車交通による騒音・振動の発生や交通事故の多発など、全国と同様の環境問題が発生するようになってきました。

特に、この時期に拡大した山砂利採取地の総面積は、市面積の13%を占めており、城陽市の環境の将来にとって大きな課題となっています。

一方、国においては平成5年（1993年）に「環境基本法」を、京都府においても平成7年（1995年）に「京都府環境を守り育てる条例」を制定されるなど、環境への負荷を低減し、持続的発展が可能な社会を目指す新たな取組が始まっています。

こうした中で、本市においても環境保全に関する理念や基本方針を明らかにし、市に関わるすべての市、市民、市民団体及び事業者が、「地球環境を保全しつつ、持続的発展が可能な地域社会をつくる」という共通の認識の下に対処していくことが、大変重要となってきています。

このような共通認識の下で、地域の自然的社会的状況に応じた取組を総合的、計画的に推進することとあわせ、良好な環境の再生、保全及び創造を基本に、地球環境をも視野に入れた施策を積極的に推進していくための条例を制定するものです。

環境基本条例制定の背景

【昭和40年（1965年）代】

- 経済の高度成長時代
- 都市化・工業化の時代
- 公害問題の深刻化、公害健康被害の発生

【昭和50年（1975年）代】

- 第2次オイルショックと経済の安定成長の時代
- マンション建設、宅地開発
- 緑の減少、都市・生活型公害（ごみ、自動車、光化学スモッグ）

【昭和60年（1985年）代～】

- 豊かな社会の達成、生活の質の重視の時代
- 快適環境の形成の要請
- 大量生産大量廃棄型社会経済の見直し
- 地球環境の保全と自然と共存する都市の実現
- 環境基本法制定（平成5年）
- 京都府環境を守り育てる条例制定（平成7年）
- 城陽市環境基本条例制定（平成13年）

【参考】環境基本法（平成5年11月19日公布、施行）

環境の保全についての基本理念として、「環境の恵沢の享受と継承等」「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の3つの基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしています。

2 環境基本条例の性格

環境基本条例は、市の環境に関する施策等の理念や基本的考え方を包括する位置付けを持つもので、市は、環境に関して統一した目標を持ち、環境優先の理念を行政施策全体に浸透させ、総合的な環境行政に取り組むことが必要であるという認識に立った条例です。従って、具体的事項についての規定は環境基本計画や個別の条例等に委ねることとし、条例においては施策の方向付けを行うこととなります。

また、今日の環境問題に的確に対処していくためには、市、市民、市民団体及び事業者の協力・連携の下に多面的な施策を展開していくことが重要であり、本条例は、このような考え方を基本に、様々な分野における環境施策等に共通する理念や施策の基本的方向を定める環境施策の規範としての性格を持つものです。

根拠法令等

この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号）第7条の「地方公共団体の責務」、第36条（地方公共団体の施策）の、「国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。」の規定、及び京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）第3条の「市町村は、環境の保全及び創造に関し、府の施策と相まって、当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」を受けたものです。

【参考】環境基本法の性格（「環境基本法の解説」より要約）

「基本法」は、国政に重要なウェイトを占める分野について、制度、政策に関する基本方針を明示することにより基本的政策の方向性を示すことを主な内容とする法律です。憲法と個別法をつなぐ位置付けを持ち、具体的な施策は、個別の法制上の措置や財政上の措置等を中心にして実施されることになるものです。基本法という題名のついた法律は、環境基本法以外に平成13年1月現在19法律が制定されています。

「基本法」は、法形式としては、一般の法律と同じであって、他の法律の上位法ではありませんが、その対象分野について他の法律に優越する性格を持ち、他の法律がこれに誘導されるという関係に立つものです。

3 環境基本条例の制定経過

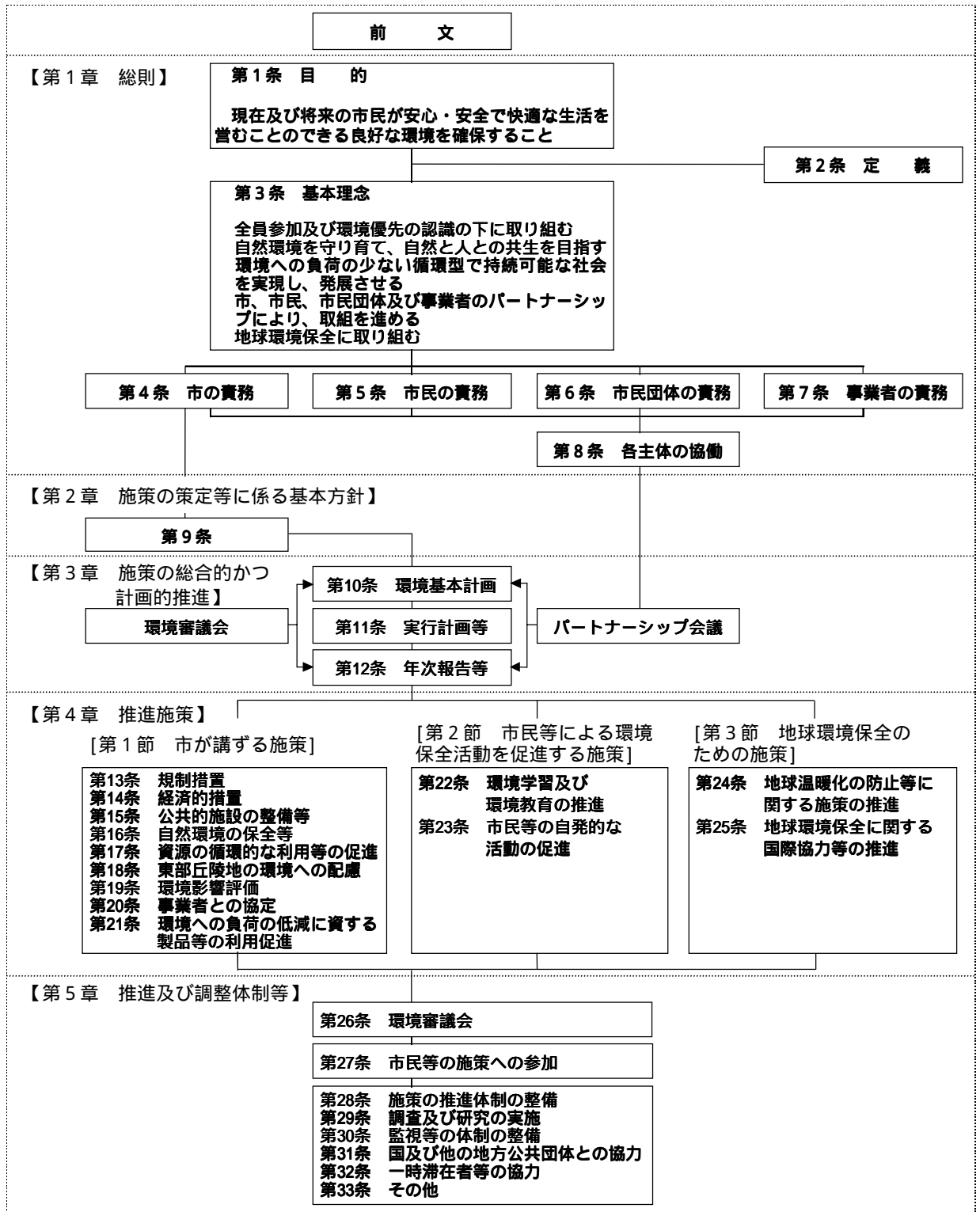
環境基本条例の制定にあたっては、市民、事業者、行政等のパートナーシップにより地球環境を保全しつつ、持続可能な地域社会の実現を推進するための組織として、平成12年9

月7日に「城陽市環境市民懇話会」を発足し、「城陽市環境基本条例に盛り込むべき事項」について提言いただくようお願いしました。

環境市民懇話会では、15回にわたる学習・検討と5回のグループワーキングを行い、環境基本条例に盛り込むべき事項を取りまとめ、平成13年4月3日に市長に「城陽市環境基本条例に関する提言書」として提出されました。

市では、この提言書の趣旨を十分に尊重した上で環境基本条例案を作成し、平成13年12月の市議会に提案しました。

4 環境基本条例の構成



城陽市環境基本条例の解説

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第8条）

第2章 施策の策定等に係る基本方針（第9条）

第3章 施策の総合的かつ計画的推進（第10条 - 第12条）

第4章 推進施策

第1節 市が講ずる施策（第13条 - 第21条）

第2節 市民等による環境保全活動を促進する施策（第22条・第23条）

第3節 地球環境保全のための施策（第24条・第25条）

第5章 推進及び調整体制等（第26条 - 第33条）

附則

前文

私たちのまち城陽は、京都と奈良の中間に位置し、豊かな水や自然の恵みを受け、さまざまな歴史と文化を形づくってきた。

しかしながら、昭和40年代からの急激な人口増加や都市化により、農地や森林の減少、河川の水質汚濁、ごみ排出量の増加、騒音、振動等の環境の悪化が進行してきた。とりわけ、東部丘陵地においては、広大な山砂利採取による市民生活への影響、採取後の土地利用が大きな課題となっている。

一方、近年のめざましい科学技術の進歩と、それに伴う社会経済活動の飛躍的な発展は、私たちを様々な労苦から解放し、物質的に豊かで便利な生活を実現させてきた。しかしながら、このような生活の背景にある大量生産、大量消費、大量廃棄を基本とした社会経済システムは、自然環境や生活環境に様々な負荷を与えるとともに、地球規模の環境にまで大きな影響を与えている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むために、良好な環境の豊かな恵みを受ける権利を有している。そして同時に、この恵み豊かな良好な環境を将来の世代に引き継いでいく責務を負っている。

今、私たちは、私たちの生活が環境に負荷を与えていることを自覚し、歴史的、文化的遺産を通して先人たちの生活の知恵に学びながら、自らの生活や行動を環境への負荷の少ないものに変えていき、自然と人との共生を基本とする循環型社会を築いていかなければならない。このような共通認識の下で、「緑と太陽、やすらぎのまち・城陽」の都市像を目指して、市、市民、市民団体及び事業者がパートナーシップにより協力・協働して良好な環境の再生、保全及び創造に努めるとともに、地球環境を視野に入れた持続的発展が可能な社会をつくり上げていくため、市民の総意として、ここに城陽市環境基本条例を制定する。

【趣旨】

前文は、通常、その条例の制定趣旨、目的、理念等を宣言するものであり、本条例が環境の再生、保全及び創造に取り組む決意を表明するとともに、持続的発展が可能な社会の実現

を目指すことを宣言したものです。

この前文においては、(1)城陽市固有の環境の概観を述べ、(2)人の活動が様々な環境問題を誘発し、地球規模にまでも影響を及ぼしていることについての現状を押さえています。その上で、(3)本来すべての市民が保有する環境についての権利と、良好な環境を将来の世代に継承する責務について明らかにし、(4)すべての者の責任遂行と協力・協働に基づいたパートナーシップにより、広域的視野に立った施策の推進を図ることとし、(5)さらには地球環境保全を基本に、持続的発展が可能な社会の実現を目指すこととしています。

【説明】

地球規模の環境

地球温暖化現象、酸性雨、オゾン層の破壊、生物多様性の減少、森林の減少など、私たち生物の命を育む地球が、人間の活動により大きな影響を受けています。これらの問題は、産業革命以降急速に拡大し、今や地球環境の回復能力を超えるまでになってきています。将来にわたって、人間を始めとした生物が地球環境全体のバランスを保ちつつ環境の恵みの中で生存できるような社会を築くことが大変重要な課題となっています。

環境権

前文では、環境権について「私たちは、健康で文化的な生活を営むために、安心・安全で快適な生活環境の豊かな恵みを受ける権利を有している。」と明記しています。

環境権については、憲法第13条（幸福追求権）や憲法第25条（生存権）を根拠とする環境権が提唱されていますが、判例においても認められておらず、その法的権利としての性格については未だに定説はありません。

第126回国会審議における環境権についての法制局長官の答弁（平成5年3月22日 参議院予算委員会）では、憲法第25条第1項の「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」に触れ、国は、国民が健康的で文化的な最低限度の生活ができるように環境保全のための諸施策を実施する責務があり、このような国の責務を果たすための基本理念であるとすれば、それは憲法25条に由来するものと言うことができるのではないかと考えられる、と述べています。

そこで、本条例でも、この答弁に準じて、市民が健康で文化的な生活を送るためには、快適で良好な環境の恵みを楽しむことは欠くことのできないものであるという考えから、環境への配慮を重視する市の姿勢を明確にするとともに、条例の理念を実現するための基本認識を宣言的に謳ったものです。

【参考】「環境権」についての法制局長官の答弁（平成5年3月22日 参議院予算委員会）

「いわゆる環境権といえますのは、学説などにおきますと国民が良好な環境を楽しむ権利として提唱されているようでございますが、その内容につきましては、国民は良好な環境を楽しむ権利を持つというそういう原則を示したものであって、いわゆる具体的な権利というものではないと、こういうような考え方をとる者もありますしそうではなくて、侵害行為の差し止めだとかあるいは損害賠償の請求の根拠となるという実体的な権利であるというような考え方など、学説においてはいろいろあるわけでございますが、現在のところいわゆる定説といわれるようなものはないというふうに承知をいたしておるわけであります。憲

法との関係でございますけれども、環境権という名前の権利がその名前において憲法上保障されているわけではない、これは言うまでもないところでございますが、憲法第25条第1項におきまして、『国民は健康的で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。』、こういうふうに行われていることから、国は国民が健康で文化的な最低限度の生活ができるように環境保全のための諸施策を実施するそういう責務があり、このような国の責務を果たすための基本理念というようなことであるといえますれば、それは憲法25条に由来するものと言うことができるのではないかとこのように考えられるわけであります。』（出典：環境基本法の解説）

将来の世代に引き継いで

今日の環境問題は、地球環境と言う空間的な広がりとともに、将来の世代にわたり影響を及ぼすという時間的な広がりをもつ問題となっています。すなわち、良好な環境の保全等は、広く現世代の人間が環境の恵沢を享受できるようにするとともに、将来の世代の人間にこれを継承することを目的として行われることが必要であることを示したものです。

自然と人との共生

「共生」とは、本来は生物学の用語で、異種の生物が一緒に生活し、互いに行動的または生理的な結びつきを恒常的に保つことをいいますが、この条例の「自然と人との共生」では、広く人と自然とが好ましい関係を維持しながら共存する状態をいうものとして用いています。

平成6年12月に閣議決定された「環境基本計画」の4つの長期目標である「循環」「共生」「参加」「国際的取組」の一つに位置付けられています。

循環型社会

大量消費社会に代わって持続可能な社会を達成するための新たな社会のイメージで、廃棄物対策の優先順位を、発生回避、再生利用、適正処理の順とし、生産、流通、消費、廃棄という社会経済活動の全段階を通じた資源利用の循環化・効率化、循環負荷の極小化を目指します。具体的施策には、LCA（ライフサイクルアセスメント）などの環境負荷の定量的把握と、それに基づく環境ラベルやグリーンコンシューマーなど消費者への情報提供、環境監査やPRTR、ゼロエミッションなど企業への誘導策があります。

【参考：語句説明】

LCA（ライフサイクルアセスメント）

ひとつの製品が製造・使用・廃棄または再利用されるまで、すべての段階における環境への影響を総合的に評価する方法。数値としては、投入されるエネルギー量、材料の使用量、排出される二酸化炭素量などが使われます。例えば、消費段階では二酸化炭素の発生する量が少ない製品でも、生産や廃棄段階まで合わせると無視できない製品もあり、同じ機能を持つ2社の製品を比べたり、旧型製品と新型製品の環境への負荷を比べたりするのに役立ちます。欧米諸国などへ製品を輸出するに当たり、LCAによる評価が求められるケースが増えてきつつあり、日本企業の中でも、LCAを本格的に導入する企業が増えています。

グリーンコンシューマー

製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境への影響を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先して購入することを「グリーン購入」といい、このグリーン購入を実践している消費者のことをグリーンコンシューマーと呼んでいます。

PRTR

市民による環境情報の把握を目的に、行政が事業者からの報告にもとづいて化学物質の排出量や移動量のデータを収集し、公表する制度のことで、Pollutant Release and Transfer Register の略です。OECD（経済協力開発機構）の勧告を受けて欧米諸外国ではすでに導入され、日本では平成11年の第145回通常国会で「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（通称PRTR法）が成立しましたが、企業秘密判断や環境省の権限の範囲などの点でアメリカやカナダに比べて後退しているとの批判があります。

ゼロエミッション

「エミッション」の意味は英語で「排出」であり、産業の製造工程から出るごみを、別の産業の再生原料として利用する「廃棄物ゼロ」の生産システムの構築を目指すものです。地球サミットで「持続可能な開発」が採択されたのを受けて国連大学が提唱し、95年4月からスタートしました。国連大学では、具体化を目指す企業に人材を派遣するなど、積極的に推進をしています。自治体でも「屋久島ゼロエミッション構想」など、多くの取組が始まっています。

協力・協働

協力という言葉は、力を合わせることであり、協働は、協力して働くことという意味を持っています。類似の言葉として、「連携」があり、条例では双方を用いています。両者の使い分けは必ずしも明確とはなっていませんが、前者は実際に行動を喚起する条文におもに用い、後者は、理念的意味合いの条文に用いています。特に協働は、ともに汗を流すという意味を込めて、より積極的に参画を期待し使用しています。

環境問題については、行政で全てを解決することは困難であり、またその経費を税で全て賄うことも困難です。環境問題の解決は、市、市民、市民団体及び事業者の主体的行動をもって初めて実現できるものであり、それぞれが相応の負担と責任を分担することが必要です。

持続的発展が可能な社会

健全で恵み豊かな環境を維持しつつ発展するものであること、及び健全な経済の発展を図りながら発展するものであることが示されています。さらに持続的発展が可能な社会の構築の手段として、社会経済活動による環境への負荷を低減することや、その他の環境の保全に関する行動が、すべての者の公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行われるようになるということが示されています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の再生、保全及び創造（以下「良好な環境の保全等」という。）のための基本理念並びに市、市民、市民団体及び事業者の協力・連携の下でそれぞれが果たすべき責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進することにより現在及び将来の市民が安心・安全で快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

【趣旨】

環境基本条例の最終目的は、「現在及び将来の市民が安心・安全で快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保すること」であり、そのための基本理念を定めること、市、市民、市民団体及び事業者の連携と責務について明らかにすること、基本的施策を掲げ総合的かつ計画的に施策を推進することについて明確にしていくこととしています。

【説明】

良好な環境

第2条第2号において定義しています。

再生、保全及び創造

「再生」とは、使えなくなったものを再び新しいものに作りなおすこと、人間の手によって復元していくという意味になります。修復を含む広義の理念としての再生であり、単に物理的に元に戻すという意味ではなく、環境保全活動によって良好な環境をつくっていくという意味です。

「保全」とは、保護して安全にすることとされており、人間の手を加えて守りつつしかも安全上の担保もおこなうことという意味になります。言い換えれば、環境を人にとって良好な状態に保持することを基本的な考え方とするものです。

「創造」は、新しいものを創りはじめることであり、保全に対し積極的な意味を持つものです。

環境基本条例では、良好な環境の再生、保全及び創造をキーワードとしていますが、これは、資源が有限であり、環境の復元力もまた限界があることを認識し、すべての者が環境への負荷を低減する努力を続けることにより、失われた自然環境を人間の手によってできる限り復元（再生）し、環境を良好な状態に保つ（保全）とともに、より質の高い環境を実現（創造）すべく努力をしていくという決意を表しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 良好な環境 現在及び将来の市民が健康を維持し、安心・安全で快適かつ文化的な生活を営むことができる生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）、自然環境及び歴史文化環境をいう。
- (3) 市民団体 主として市民又は事業者により組織された、公益的活動を行う団体をいう。
- (4) パートナーシップ 良好な環境の保全等のため、市、市民、市民団体及び事業者が、各々の責任と分担の下で互いに自立し、相互に支え合う関係をいう。
- (5) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (6) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）、悪臭等によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

【趣旨】

本条は、この条例で用いられている用語のうち、特に条例の趣旨を明らかにする上で根幹をなす用語について規定したものです。

第1号は、「環境への負荷」に関する定義です。人間の活動は、環境から有用物を取り入れ、環境中に不用物を捨てながら成り立っていますが、人間社会の規模が大きくなるにつれて、環境から取り入れる有用物の量、環境に捨てる不用物の量が自然の回復能力を超え、その結果、供給源及び吸収源としての環境が徐々に損なわれつつあります。

こうしたことから、自然の持つ再生能力、浄化能力を超える人間の環境を損なう行為を可能な限り低減させるための施策を講じていく必要があります。

第2号は、「良好な環境」に関する定義です。環境基本法では、環境とは包括的な概念であり、環境施策に関する社会的ニーズや国民的意識の変化に伴って変遷していくものとされ、その範囲を明記しておりません。これに対し、城陽市環境市民懇話会では、提言書策定の議論の中で「良好な環境」という表現について、「自然環境、生活環境、歴史及び文化環境、地球環境など幅広い環境を指しており、その環境の下にすべての市民が安心・安全で快適かつ文化的な生活を送ることのできる環境を指している」との整理が行われました。

第3号は、「市民団体」に関する定義です。本来、市民団体は市民により自主的に構成された組織であり、その活動の状況等から環境問題への取組は、市民団体抜きには語れなくなってきたことから、城陽市環境市民懇話会の意見を受け本条例の第6条において市民団体

の責務を明確にする等、地域の大きな主体として位置付けたものです。

第4号は、「パートナーシップ」に関する定義です。環境問題の取組については、市、市民、市民団体及び事業者が持つ能力や長所を認め合い、短所を補完し合い、なれあうことなくそれぞれの主体性を確立することが重要であり、それぞれの主体の自立に基づき協力・連携によってパートナーシップを築く必要があります。

第5号は、「地球環境保全」に関する定義です。広義には、私たちの身の回りの自然そのものが地球環境の一つの構成要素と言えますが、この条例では、環境基本法概念を踏襲し、地球温暖化をはじめとする地球的規模の環境問題を取り上げることとし、地球の全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼすという事態のスケールに着目した定義として規定したものです。

第6号は、「公害」に関する定義で、第5号と同じく環境基本法概念を踏襲した定義としています。

【説明】

<第1号>

人の活動により

人為的な原因に基づくものに限られ、地震、台風等、天然自然の現象を原因とする人の生命・健康や生活環境の被害を含んでいません。

環境の保全上の支障

概ね、(1)人の活動に伴って大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が劣化することによって公害その他の人の健康または生活環境に係る被害が生ずること。(2)開発行為等によって自然環境が劣化すること、又は一定の緑地の確保が必要な場合等において必要な自然環境の整備がなされないことにより、広く公共のために確保されることが不可欠な自然の恵沢が得られないことを想定した表現となっています。

<第3号>

主として市民又は事業者により組織

市民団体は、市民ばかりではなく、企業として参加される場合や、広域的に組織される場合が想定されるため、こうした団体も包括する意味を持たせています。

公益的活動

「公益的」とは広く社会一般の利益等を指しています。ここでは、自治会、PTA、高齢者団体、子ども会、文化団体、スポーツ団体、ボランティア団体、福祉団体、環境団体、まちづくり団体などの幅広い団体の活動による利益を指しており、これらの団体が環境への取組を推進することを目的に規定したものです。

< 第 4 号 >

パートナーシップ

第 3 条第 4 項において規定しています。

< 第 5 号 >

地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行・・・

現在、国において整理されている地球環境問題としての対象は、「地球の温暖化」「オゾン層の破壊」「酸性雨」「海洋の汚染」「熱帯雨林の減少」「野生生物の種の減少」「有害廃棄物の越境移動」「砂漠化の進行」の 8 項目です。ここに「開発途上国の公害問題」を加える場合がありますが、環境基本法では、その事象の性質上地球環境問題の定義には含めず、国際協力の条項で位置付けることとされています。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全等は、現在及び将来の市民が良好な環境を引き継いでいけるよう、すべての者の参加及び環境優先の認識の下に行われなければならない。

2 良好な環境の保全等は、豊かな水や緑の自然環境が守り育てられるとともに、自然との触れ合いを深め、自然と人との共生を目指して行われなければならない。

3 良好な環境の保全等は、資源・エネルギーの循環的な利用及びその適正な管理に努めることにより、環境への負荷の少ない循環型で持続可能な社会を実現し、発展させるように行われなければならない。

4 良好な環境の保全等は、市、市民、市民団体及び事業者がそれぞれの役割と責務を明確に認識し、パートナーシップによって行われなければならない。

5 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、地域での取組として行われるとともに、広域にわたるものについては、周辺地域、関係機関等と広域的国際的に協力・連携して取り組まなければならない。

【趣旨】

第3条は、良好な環境の保全等に関する基本理念として、その前提となる基本的認識と施策と行動の基本原則、目標を明らかにしたものです。

第1項は、市民すべての参加及び環境優先の認識の下で、将来の市民に良好な環境を継承していかなければならないこと、第2項は、自然環境保全と身近な自然の重要性に基づき、自然と人との共生の実現を目指すことを規定しています。さらに第3項では、環境への負荷の低減の努力により、持続的発展が可能な社会の実現を目指し、また、第4項で市、市民、市民団体及び事業者によるパートナーシップの重要性を規定し、第5項で地球環境保全のために積極的に行動を展開していくことについて規定しています。

【説明】

<第1項>

すべての者

環境問題は、人間の生活そのものに起因し、われわれ自身が被害者であると同時に加害者でもあります。その意味で城陽市民はもとより地球上のすべての人々は、環境問題の当事者であります。この条例においては、良好な環境の保全等に関する活動は、市、市民、市民団体及び事業者のパートナーシップによる活動を基本としていますが、それ以外に一時滞在者等も想定されることからこのように表現しているものです。

環境優先の認識

城陽市環境市民懇話会で示された「環境問題は、人間の健康や生存に直接関わる“命の問題”であり、何よりも、環境が優先する」という認識を基本としますが、あくまでも環境についての基本的な理念として示されたものであり、個別具体的な事例を個々に捉えた場合、この理念の実現に向けて努力するという意味です。当然のことではありますが、本条例の目的は第1条において、「現在及び将来の市民が安心・安全で快適な生活を営むことのできる良

好な環境を確保すること」としているところであり、この範囲内において、このような理念が実現されなければならないという考え方です。

< 第 2 項 >

自然との触れ合い

自然との触れ合いは、自然環境の恵沢を享受するための基本的かつ具体的行動であり、自然の豊かな地域に出かけていったり、街の中の街路樹や水辺地の自然が目に入って安らぎを覚えたりすることなどにより、人間性の回復や保健休養としての効用等を享受しようとするものです。また、自然とふれあうことにより、自然へのモラルと愛情を育むことができ、環境教育としての効果も期待されます。

自然と人との共生

前文において解説しています。

< 第 3 項 >

循環型で持続可能な社会

環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄といった人間の社会経済活動により、自然が本来持っている循環サイクルを破壊し、汚染してきたことに起因しています。したがって、社会生活、経済活動のそれぞれの側面において、資源・エネルギー利用の適正な管理と循環的な利用により環境への負荷を低減することで、循環型で持続可能な社会を実現・発展させ、この地域社会を将来世代に引き継ぐ必要があります。

< 第 4 項 >

パートナーシップ

環境問題の多くは、関係者が多数にわたるため、問題に対する認識や理解、利害関係が関係者ごとに異なるのが一般です。このため、必要な資金や技術、ノウハウなどを持ち寄り、それぞれの問題認識を相互に理解し、情報を共有することで、問題に対する共通認識を基礎として、市、市民、市民団体及び事業者が、地域の環境に関する正確な情報と基本的問題認識を共有しつつ、その解決のための取組に主体的に参加し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で相互に協力・協働することを示しています。この基本姿勢を環境基本条例の一つの理念として位置付けたものです。

< 第 5 項 >

地球環境保全

第 2 条第 5 号において定義しています。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する良好な環境の保全等についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び優先して実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、良好な環境の保全等について配慮しなければならない。

3 市は、前2項に規定する施策の策定及び実施に関する必要な情報を適切に提供し、又は公開するように努めなければならない。

【趣旨】

本条は、環境基本法第7条で示された「地方公共団体の責務」を踏まえ、良好な環境の保全等に関する施策を総合的に推進するうえで、地方公共団体の果たす役割の重要性から、市の役割と責務についての考え方を表明したものです。

第3項においては、市民、市民団体及び事業者が、自らの意志で活動の重要性を学習し、活動の目的や方法を決め、環境の保全に関する具体的な活動を実施していくためには、正確な情報が適切に公開されることが不可欠であることから、必要な情報が広く入手できるように、市が環境の状況、個別の活動に伴う環境への負荷、良好な環境の保全等に関する活動の事例などに関する情報を、第三者の権利保護に留意しつつ適切に公開することを位置付けています。

【説明】

<第1項>

市

この条例において、「市」という用語は議会及び執行機関を含めて地方公共団体としての市を指す場合に用いており、市の施策の具体的な実施手続きを指す場合は執行機関の統括者である「市長」という用語を用いています。

基本理念にのっとり

常に基本理念を念頭に置き、その趣旨に従って行動するよう努めることを意味します。

基本的かつ総合的な施策

環境基本条例に規定する良好な環境の保全等に関する施策及びこれらを具体化した個別の施策を指すものです。

<第2項>

環境に影響を及ぼすと認められる施策

環境施策以外の施策の実施に当たっては、それが環境への影響に関わる場合には、良好な環境の保全等を優先して行い、環境への負荷の低減を図る責務を明らかにしています。

< 第3項 >

必要な情報

必要な情報としては、次のようなものが想定されます。

(1) 環境の状況に関する情報

大気、河川等の水質などに関する環境基準の達成状況、自然環境の状況、自然公園等に関する調査研究データなど

(2) 活動状況等に関する情報

環境保全活動を実践する団体や人材等に関する情報、リサイクルなどの取組状況、学習施設等に関する情報、各種イベントに関する情報など

(3) その他

環境に関する文献情報、ビデオなどの教材に関する情報、事業者が行った環境影響評価に係る情報など

なお、環境の状況や環境保全施策に関する情報の提供方策の一つとして、年次報告も挙げられますが、これについては、第12条で規定しています。

適切に提供し、又は公開

「適切に」とは、個人情報の保護や営業秘密を侵害しないよう配慮するとともに、必要な情報が広くいきわたるように情報の提供、又は公開を行うことです。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源・エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全等に関する活動(以下「環境保全活動」という。)に取り組むよう努めなければならない。

【趣旨】

今日の環境問題は、事業活動のみならず、市民一人ひとりの日常生活における環境への負荷の集積によって発生することから、これらの問題を解決するためには、市民一人ひとりが環境への負荷の低減に努めるとともに、良好な環境の保全等のための自主的な取組を行っていくことを責務として規定しています。

【説明】

<第1項>

日常生活において、・・・環境への負荷の低減

具体的には、次のような取組を想定しています。

- ・日常生活における家庭でのごみの減量
- ・節水及び雨水利用
- ・資源のリサイクルや再生資源でできた製品の利用
- ・生活排水による水質の汚濁を防止するために洗剤を適正に使用するように努めること
- ・大気汚染に対してマイカーの使用を控えるように努めること
- ・その他地球環境に配慮して電気、ガス等のエネルギー使用の削減に努めること など

<第2項>

環境保全活動

具体的には、例えば旅行中にごみをポイ捨てして自然環境を害しないことなど、日常生活以外の活動に係る環境への負荷の低減や、地域のリサイクル運動への参加など自ら環境の保全に努めることなどを想定しています。

(市民団体の責務)

第6条 市民団体は、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減及び環境保全活動に努めるものとする。

2 市民団体は、基本理念にのっとり、自らの環境保全活動を推進するために、市民への情報提供及び市民の参画又は学習の機会の提供に努めるものとする。

【趣旨】

環境問題の取組については、市民が単独で行動し取り組むことも大切ですが、市民団体としての活動に積極的に参画し、情報収集や学習を行う一方、団体の活動を通して活動の輪を広げていくことが重要であるとの認識から規定したものです。

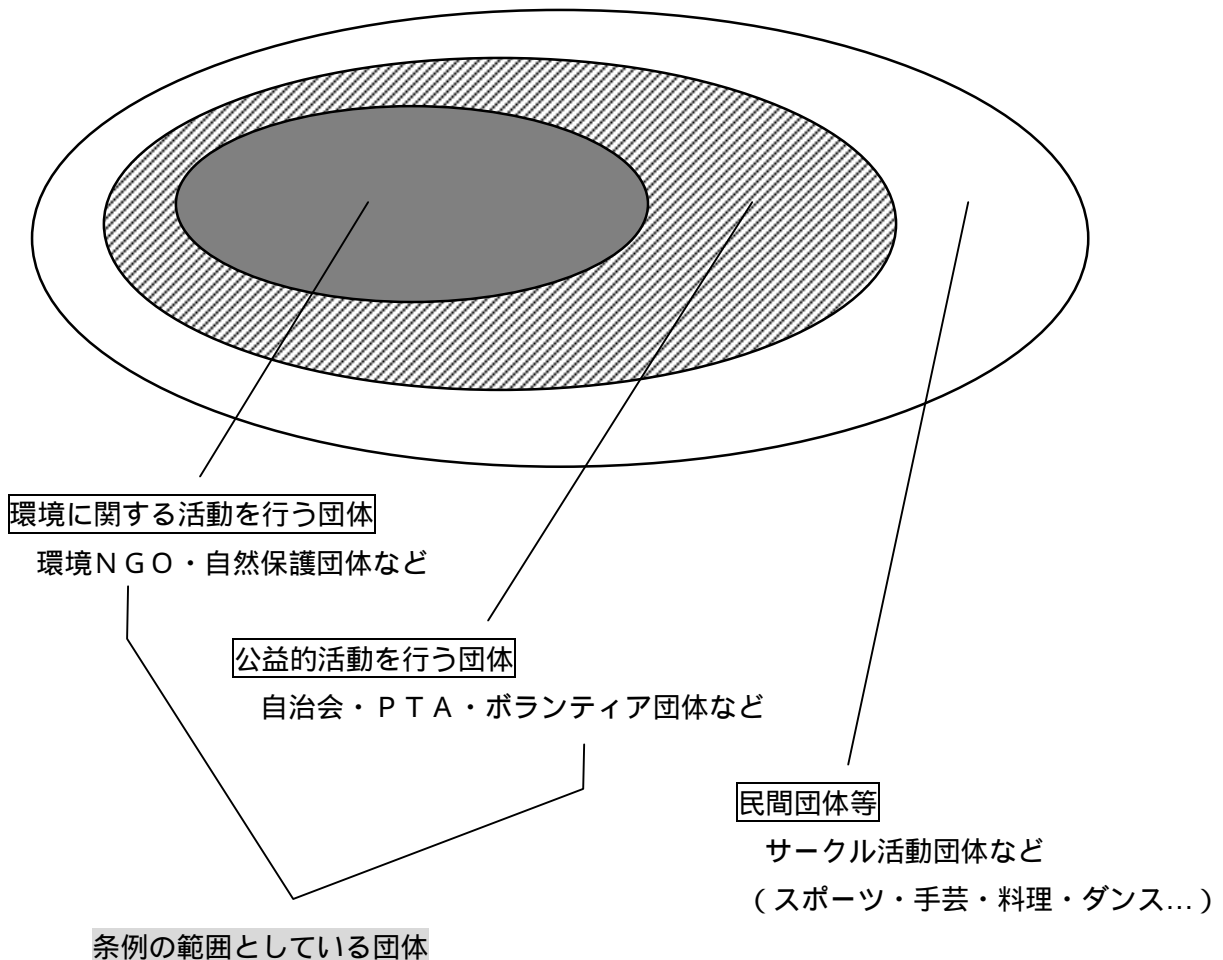
【説明】

<第1項>

市民団体

自治会、PTA、高齢者団体、子ども会、文化団体、スポーツ団体、ボランティア団体、福祉団体、環境団体、まちづくり団体などを示しています。

本条で責務を課す市民団体を図で示すと下図のようになります。



< 第2項 >

市民の参画

市民団体については、それぞれの目的を持った様々な団体が存在し、独自の目的に対する活動が行われています。本条例においては、公益的活動を行う団体が、環境への取組を推進することを規定しており、その団体の環境保全活動により多くの市民を取り込むことによって、活動の活性化を図るものです。一方趣味のサークル活動団体などへも呼びかけ等を行い、幅広い市民の参画を求めています。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、良好な環境を阻害することのないよう、自らの負担と責任において必要な措置等の対策を講ずるとともに、環境保全活動に取り組まなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように、必要な措置を講じなければならない。

3 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、資源・エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

4 事業者は、基本理念にのっとり、良好な環境に配慮した事業活動を継続的に推進するとともに、環境マネジメントシステム(環境に配慮した事業の仕組みや手順をいう。)の構築に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、事業者についても事業活動のすべての段階において、環境への配慮をすることを責務として明らかにしたものです。

環境への負荷の原因者としては、いわゆる事業者に限らず生活排水や家庭ごみなどに見られるように、市民も原因者として捉えられるところですが、特に事業者は、環境の保全上の支障に対する原因者としての環境への負荷が大きいこと、また、それに対する措置を実施できる物的・人的能力があることなどの点で、その負うべき良好な環境の保全等に係る責務が、市民とはおのずから異なることから、事業者について特に市民とは異なる責務を置いたものです。

【説明】

<第1項>

事業者

反復継続して一定の行為を行うことを業務とする者を、その活動の主体としての側面で捉えた場合に、これを「事業者」と呼ぶこととしています。従って、「事業者」は、必ずしも営利を目的として事業を営む者のみに限られず、公益事業を営む者もここでいう事業者に含まれます。

また、国、地方公共団体、市民についても、事業を営む主体として捉えられる場合には「事業者」と観念されることとなります。

例：保育園、幼稚園、小中学校、高等学校、農業、製造業、販売業、サービス業、医療機関、公共機関 など

自らの負担と責任において必要な措置

事業者責任(汚染者負担の原則)を明確にするために、自らの責任において、公害の防止又は良好な環境の保全等のために必要な措置を講ずべきことを定めたものです。

【参考】 「汚染者負担の原則」 [Polluter Pays Principle (PPP)]

環境汚染の防止にかかる費用の負担に関して、OECDにより示された考え方であり、地球サミットにおいて採択された「環境と開発に関するリオ宣言」にも取り入れられています。

< 第2項 >

廃棄物となった場合にその適正な処理

近年の経済活動の活発化、市民のライフスタイルの変化等に伴い廃棄物の排出量が増加し、その種類も多様化して、処理が困難な物の増加による環境への負荷が高まっています。このような状況を踏まえて、事業活動に係る製品等が消費者等により廃棄されて廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られるように、製造の段階において必要な措置をとるべきことを定めたものです。

必要な措置

具体的には、例えば製品が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品等の開発を行うこと、製品に係る廃棄物の適正な処理方法についての情報の提供等の措置を講ずることなどがあげられます。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における事業者の責務の内容と同様の趣旨となっています。

< 第3項 >

資源・エネルギーの有効利用

ここでは、事業活動のすべての段階において資源やエネルギー、原材料などの有効利用を図るべきことをはじめ、広くは、そこで製造される製品そのものが、このような配慮の上に立ったものとなることも期待しています。

< 第4項 >

環境マネジメントシステム

企業や行政・学校・病院などを含む事業所において、環境にやさしい物資の製造や組織づくり、省エネルギー・リサイクルなどの方針や実施計画を立てて運用していくことをいいます。

システム管理の国際規格として主なものには、ISO（国際標準化機構）の「ISO14000シリーズ」、EUを中心に普及している「EMAS（環境管理・監査スキーム）」などがあります。

(各主体の協働)

第8条 市、市民、市民団体及び事業者は、前4条に規定するそれぞれの責務を果たすための環境保全活動等において、パートナーシップの理念に基づき協働していかなければならない。

【趣旨】

ここでは、第4条から第7条における各主体の責務を全うしていくうえで、パートナーシップの理念に基づき取り組んでいく必要性を規定しています。

環境問題の多くは、関係者が多数にわたるため、問題に対する認識や理解、利害関係が関係者ごとに異なるのが一般であり、必要な資金や技術、ノウハウなどを持ち寄り、それぞれの問題認識を相互に理解し、情報を共有することで、問題に対する共通認識を基礎として、市、市民、市民団体及び事業者が、地域の環境に関する正確な情報と基本的問題認識を共有しつつ、その解決のための取組に主体的に参加し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で相互に協力・協働することが重要です。

本条例では、パートナーシップの重要性を大きな特徴として位置付けており、基本理念においても規定しているところであり、各主体の責務の条項にその趣旨をそれぞれ条文化すべき内容ではありますが、本条において総括的に規定しているものです。

【説明】

協働

市、市民、市民団体及び事業者がその自主的な行動のもとに、お互いに良きパートナーとして連携し、それぞれが自己の工夫及び責任と分担のもとにおいて取組を進めることをいいます。

第9条 市は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が再生、保全及び創造されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、緑地、水辺等における多様な自然環境が再生、保全及び創造されること。
- (3) 自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、緑化が推進され、並びに地域の個性を生かした都市景観が形成され、並びに歴史文化環境が再生、保全及び創造されること。
- (4) 地球環境保全に資する環境への負荷の低減が可能となるような循環型社会を構築するため、資源・エネルギーの循環的な利用、廃棄物の発生の抑制等を積極的に推進すること。

【趣旨】

本条は、この条例の理念の実現に向けて、市が施策を講じていく上で、基本となる考え方を方針として示したものであり、現時点で本条例が対象とする環境施策の範囲を示すものです。

第1号は、人の健康の保護や生活環境の再生、保全及び創造に関すること、第2号は、自然環境の再生、保全及び創造に関すること、第3号は、緑化推進、都市景観の形成並びに歴史文化環境の再生、保全及び創造に関すること、第4号は、廃棄物対策や地球環境保全に関することをそれぞれ規定したものです。

【説明】

各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ

この規定は、次のような意味を含んでいます。

例えば自然環境保全としての緑地の確保が窒素酸化物による大気汚染や地球温暖化の防止に資する、あるいは大気汚染の防止による酸性雨の防止が森林の保護に資するなど、環境を大気、水質、自然環境といった分野別にとらえるにとどまらず、環境を総合的にとらえて施策を講ずべきこと。

大気汚染などある特定の分野の施策についても、規制、施設整備、助成、自主的取組の促進、環境教育など、各種の施策手法を組み合わせることで総合的に施策を講ずべきこと。

市における実施主体としての施策、さらには市民、市民団体及び事業者の自主的・積極的な取組の連携を図るべきこと。

< 第 1 号 >

大気、水、土壌等

環境の自然的な構成要素として例示したものであり、「等」には、地下水、日光、岩石、生物などが含まれます。

良好な状態に保持されること

大気の汚染がなくきれいなこと、水質の汚濁がなくきれいなこと、騒音がなく静かなことなどを意味しています。

< 第 2 号 >

生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性

「生態系の多様性の確保」及び「野生生物の種の保存」は、「生物の多様性の確保」の内容を例示したものです。「生態系」とは、植物、動物、微生物及びそれらを取り巻く非生物的要素（土壌、水、鉱物、空気等）から成り立っているものであり、それらの要素が物質循環やエネルギーの流れといった複雑な過程を通じて相互に作用し、動的に複合したものです。

「種」とは、生物分類における基本単位であり、生物学的には、形態的に類似しており、また、交配し子孫をつくることのできる生物のグループをいいます。

生物の多様性の確保が図られるとともに

「生物の多様性の確保」は、生物の系として多様性が高い状態（ばらばらの度合いが高い状態）が環境の保全上望ましい状態であるという考え方に立つものであり、「生物の多様性」の概念は、「生物の多様性に関する条約」（平成 4 年 6 月の地球サミットで採択され、我が国では平成 5 年に第 126 回国会での審議を受けて批准）に盛り込まれた概念であり、

多様な生態系が存在するという「生態系の多様性」

多様な種が存在すること、すなわち、全地球的に種の絶滅が防止され、及び個々の生態系が多様な種から構成されているという「種間の多様性」

同じ種においても、多様な地域的個体群が存在することを含め、同じ種の中でもそれぞれの個体が有している遺伝形質が異なるという「種内の多様性」

以上の 3 つのレベルの多様性をいいます。

森林、緑地、水辺等における多様な自然環境

多様な自然環境を具体的に例示したもので、山地から都市まで樹林の存在する地域としての森林、樹林以外の自然が存在する地域としての緑地、水辺の自然が存在する地域としての水辺を代表例として明示したものです。また、「等」には、草地や岩石地、あるいは住宅地や農地が含まれ、自然の豊かな地域のみならず、市街地の中の小さな自然も含め、すべての地域を含んでいるものです。

< 第3号 >

自然との豊かな触れ合い

自然環境の恵沢を享受するための基本的かつ具体的な行動であり、自然の豊かな地域に出かけていたり、街の中の街路樹の緑や水辺の自然が目に入って安らぎを覚えたりすることなどにより、人間性の回復や保健休養としての効用等を享受しようとするものです。また、自然と触れ合うことにより、自然へのモラルと愛情を育むことができ、環境教育としての効果も期待しています。

第3章 施策の総合的かつ計画的推進

(環境基本計画)

- 第10条 市長は、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 良好な環境の保全等に関する目標及び総合的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民、市民団体及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第26条に定める城陽市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

【趣旨】

良好な環境の保全等に関する基本的な計画として、環境基本計画を策定すべきことを規定したものです。

条例第1条(目的)において、「良好な環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進する」こと、また第9条(施策の策定等に係る基本方針)においては、「良好な環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする」と規定しており、その中心的な仕組みとなるのが環境基本計画です。

当然のことながら、本条に定める環境基本計画のみが、総合的かつ計画的施策の推進ではありませんが、その基本となるべきものであると位置付けているものです。

なお、環境基本計画は、中長期計画として概ね10～15年位を目標としています。環境基本計画策定の必要性をまとめると、次のようになります。

今日の環境保全に関する施策の手法は、従来からの主たる行政手法である排出規制などの規制措置のみならず、本条例の各規定に位置付けられている環境影響評価、経済的措置、環境学習・環境教育、市民団体活動の支援など、広範多岐にわたっていること。

例えば、森林の整備については自然環境保全の面だけでなく地球温暖化防止の役割も捉える必要があり、また、酸性雨は生活環境への影響だけではなく、自然生態系への影響も懸念されるなど、環境媒体や人の健康、生活環境、自然環境といったこれまでの枠組みを超え、環境そのものを総合的に捉えて施策を講じることが必要となっており、また、対策手法の観点からも、環境影響評価や環境学習・環境教育、市民活動の支援など、環境保全全般に関する施策が重要になってきていることから、施策相互の関連性は密接さを増しています。このようなことから、環境保全施策を効果的に推進するためには、こうした多種多様な施策を、有機的連携を保ちながら、進めていく必要があること。

地球温暖化やオゾン層の問題に見られるように、長期間にわたる環境の変化が問題となり、対策の効果が現れるのに長い時間を要するなど、今日の環境問題は将来世代にもわたる時間的広がりを持つ問題となっており、長期的な視点で対策を考える必要があること。

公害や地球温暖化問題等、今日の環境問題の多くは、日常生活や通常の事業活動に起因するところが多く、その解決のためには地域の各主体の積極的な取組が必要とされてきており、こうした各主体の取組を総合的な視点で促進することが必要であること。

【説明】

< 第3項 >

必要な措置

環境基本計画は、「良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため」の計画であり、その中には、環境保全に関する各主体の役割なども明示することになり、良好な環境の保全等のためには、各主体のパートナーシップが不可欠となることから、計画案の策定時においても市民等との合意形成が求められています。

従って、計画案の立案段階において、公募市民等による城陽市環境市民懇話会に意見を求めることとするとともに、地域住民にも意見等を求めることとするものです。

< 第4項 >

城陽市環境審議会の意見

環境基本計画は、条例に規定された基本政策のあり方を定めるもので、良好な環境の保全等に関する基本的事項として、城陽市環境市民懇話会に意見を求めることとしておりますが、さらに学識経験者等の意見を求め、広い視野に立った多角的な面からの検討を行うため、基本計画の策定に当たっては、市長の諮問により城陽市環境審議会の意見を聴くこととしたものです。

< 第5項 >

公表

基本計画の円滑な実施の推進を図るとともに、良好な環境の保全等に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようにするためには、計画を公表し、市民、市民団体及び事業者の理解と協力を得ることが重要です。このため、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表することとしたものです。

(実行計画等)

第11条 市長は、前条の環境基本計画を推進するため、その取組を率先して実行するための行動計画（以下「実行計画」という。）を定めなければならない。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画、実行計画等との整合を図るものとする。

【趣旨】

基本計画が10～15年位を目標に定められるのに対し、基本計画に定めた内容を具体的に実現するため、3年位を目途とした計画として、実行計画等を策定し、環境基本計画のより計画的な運用を定めるものです。

第2項は、環境に影響を及ぼす施策を策定し、実施する場合は環境基本計画や実行計画等と整合を図ることを明示した規定です。

【説明】

<第2項>

環境に影響を及ぼすと認められる施策

第4条第2項において解説しています。

実行計画等

実行計画を具体的に推進するために、パートナーシップ会議において各主体による行動計画を策定していくこととしており、本条文において実行計画等という表現を行ったものです。

(年次報告等)

第12条 市長は、環境基本計画、実行計画等の適正な進行管理を図るため、市域の環境の現状、良好な環境の保全等に関する施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

2 市長は、前項の規定により公表した年次報告書に対して、市民、市民団体及び事業者の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

環境基本計画の適切な進行管理を行うため、環境の状況や計画に基づく施策の実施状況等を把握し、それらに関する報告書を毎年作成し、公表すべきことを定めたものです。あわせて市民からの意見を聴いて、市の施策へ反映させていく方向を定めています。

【説明】

<第1項>

適正な進行管理

年次報告書は、環境の状況や実施した施策等の内容を報告するものであり、市の環境の現状や施策を総合的に把握し、環境についての考察を含めて、課題認識を市、市民、市民団体及び事業者が共有し基本計画や実行計画の進行管理に役立てていこうとするものです。

施策の状況等

単に環境の現状や施策の実施状況だけではなく、今後新たに講じようとする施策も含まれます。

<第2項>

必要な措置

公共施設等で一定期間縦覧して文書で意見をもらったり、インターネット等による意見聴取、また、パートナーシップ会議において報告を行うことにより、市民、市民団体及び事業者の意見を聴取する場を設けること等を予定しています。

第4章 推進施策

第1節 市が講ずる施策

(規制措置)

第13条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

【趣旨】

規制の措置は、これまでの環境行政の分野において、重要な役割を果たしてきた規制的手法について、今後も引き続き実施していくことが必要であることから、その実施の根拠を明確にしたものです。

第1項では、公害を防止するため、公害の原因となる行為を対象として、必要な規制の措置を講ずることを定めたものです。

第2項では、公害以外の環境の保全上の支障を防止するための規制の措置を定めたものです。公害等の場合と異なり、規制の必要性が認められる場合であっても、現段階において、適切な規制手法が必ずしも明らかでない等の理由から規制措置を採ることが困難な場合が想定されるため、「努める」規定としています。これに該当するものとしては、自然環境資源や生態系の保全のために必要となる規制の措置や地球環境保全の一環としての規制の措置などが考えられます。

【説明】

<第1項>

必要な規制の措置

大気汚染や水質汚濁など、公害を発生する原因となる物質の排出等の行為を規制することを定めたものであり、具体的には、国及び府による環境に関する規制等の措置については次のようなものが挙げられます。

(国の法律によるもの)

- 大気汚染防止法
- ダイオキシン類対策特別措置法
- 水質汚濁防止法
- 瀬戸内海環境保全特別措置法
- 騒音規制法
- 悪臭防止法
- 振動規制法
- 環境影響評価法
- 自然環境保全法

- 都市緑地保全法（近畿圏の保全区域の整備に関する法律）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

（府の条例によるもの）

- 京都府環境を守り育てる条例
 - ・ 公害に関する規制対象工場・施設の追加
 - ・ 拡声器の使用の制限
 - ・ 夜間営業等の騒音の制限
 - ・ 燃焼不適物の燃焼行為の禁止

次に、本条例第9条の基本方針の各区分ごとに環境に関する現行の市の条例等を整理すると次ページの別表1のとおりとなります。

なお、（仮称）山砂利条例についても現在策定中であり、本市の東部丘陵地における山砂利採取等を規制する条例になります。

< 第2項 >

環境の保全上の支障を防止

環境の保全上の支障とは、市民生活に影響の出るような環境の悪化が生じることをいい、例えば空地における雑草の処理や、ごみ、吸い殻等のポイ捨てなどを含め、第1項の公害の防止のための規制以外の現象での人の健康・生活環境に被害を生じるようなものが出てきた場合に適切に対処できるようにしたものです。

基本方針	環境関連条例・規則・要綱等名
生活環境	城陽市浄化槽の設置等に関する要綱 城陽市あき地の雑草等の除去に関する条例 城陽市あき地の雑草等の除去に関する条例施行規則 城陽市自転車等の駐車秩序の確立に関する条例 城陽市自転車等の駐車秩序の確立に関する条例施行規則 城陽市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例 城陽市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則 城陽市建築協定条例 城陽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 城陽市ラブホテル建築規制条例 城陽市ラブホテル建築規制条例施行規則 城陽市ワンルームマンションの建築に関する指導要綱 城陽市開発指導要綱 城陽市都市公園条例 城陽市都市公園条例施行規則 城陽市グリーンバンクの実施に関する要綱 城陽市公共下水道条例 城陽市公共下水道条例施行規則 福祉のまちづくり整備（施策）
自然環境	城陽市地下水採取の適正化に関する条例 城陽市地下水採取の適正化に関する条例施行規則 城陽市農業生産緑地保全に関する要綱 城陽市牧野条例 城陽市火入れに関する条例 城陽市河川敷堤防牧野管理規程 城陽市緑化推進基金条例 城陽市山砂利採取跡地及び周辺公共施設整備基金条例 動植物環境調査事業（施策）
歴史及び文化環境	城陽市文化財保護条例 城陽市文化財保護条例施行規則 城陽市名木・古木の認定及び保全に関する要綱（内規） 城陽市名木・古木選定委員会設置条例
廃棄物対策	廃家電リサイクル、大型ごみ収集運搬（施策）
地球環境の保全	公害監視（施策）

(経済的措置)

第 14 条 市は、市民、市民団体及び事業者が環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の良好な環境の保全等に資する措置を採ることを助長する必要があるときは、適正な助成その他の措置を講じるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、市民団体及び事業者への適正な経済的負担の措置について調査及び研究を行い、特に必要があるときは、当該措置を講ずるように努めるものとする。

【趣旨】

都市・生活型公害や地球環境問題など、今日の環境問題を解決していくためには、通常の事業活動や日常生活を含めた幅広い社会経済活動を環境への負荷の少ないものとしていく必要があります。本条は、市民、市民団体及び事業者が自らの活動による環境への負荷を低減させるよう誘導するためには、助成などの経済的な措置が有効な施策であること、さらに、廃棄物の減量や資源循環型システムの構築に向けては、適正な経済的負担を求めることの考え方を示したものです。

第 1 項は、公害防止のための施設の整備等において従来から行われている補助等に関する措置を規定しているものです。

第 2 項は、市民、市民団体及び事業者の理解と協力が得られるように努めた上で、環境への負荷の低減を図るために、経済的負担を求めることを規定したものです。

【説明】

< 第 1 項 >

環境への負荷の低減を図るための施設の整備・・・資する措置

「施設の整備」とは、事業者が行う污水处理施設の設置などを、また、市民等が行う合併処理浄化槽、家庭用コンポスト、太陽光を利用した発電設備の設置などを指しており、「その他の良好な環境の保全等に資する措置」とは、同様の目的において行われる低公害自動車への転換や、施設の改善などがあげられます。

なお、この項は、環境への負荷を生じさせている者に対して、施設の整備等を誘導するために助成その他の措置を実施することを目的としており、広く市民等の参加により実施される集団資源回収活動や緑化運動、河川等の美化活動、身近な自然等について理解を深めるための自然観察会など、環境保全活動に対する一般的な助成とは、趣旨を異にしています。

適正な助成その他の措置

「適正な助成」とは、環境の保全上の支障を防止するために必要かどうか、汚染者負担の原則に照らして適切かどうか、環境の保全上の支障を防止するために適正な態様で行われるかどうか、また、助成の額は適切かどうかといった配慮が払われるべきことを示しており、「その他の措置」とは、融資・助成制度のほか、施設の設置や改善に関し、技術面からの助言や情報提供を行うことなども含めたものです。

なお、助成を行うに当たっては、その対象となる者の経済的状況を勘案することが必要であることや、予算の範囲内で行うこととなるなど、考慮すべき事項があります。

現状の具体的な助成制度を示すと次のとおりになります。

まず、国、府による環境関連の支援措置については、以下のようなものがあげられます。

(国または国の財団(NEDO・NEF)によるもの)

- 合併処理浄化槽設置整備事業費国庫補助金
- 地域エネルギー開発利用事業及び発電事業普及促進融資(利子補給制度)
- 住宅用太陽光発電システム補助制度
- 省エネルギー地域活動支援事業
- 地域省エネルギービジョン策定等事業
- 地域省エネルギー普及促進対策事業
- 先導的エネルギー使用合理化設備導入モデル事業
- 先進的省エネルギー技術導入アドバイザー事業
- 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業
- 氷蓄熱式空調システム普及促進事業
- 既築中小建築物個別分散ガス冷房導入促進事業
- 高性能工業炉導入フィールドテスト事業

(府によるもの)

- 合併処理浄化槽設置整備事業費補助金

環境に優しい事業活動の推進

- ISO14001認証取得支援事業
- 環境講演会・見学会等の実施
- 環境情報交換会の実施
- インターネット等を利用した相談指導・情報提供等

環境保全対策低利融資制度

- 工場等集団化資金
- 工場共同化資金
- 共同環境保全施設資金
- 環境保全対策設備リース資金
- 環境保全施設資金
- フロン対策資金
- 資源リサイクル対策資金
- 工場緑化対策資金及び工場等移転資金

次に、本条例第9条の基本方針の各区分ごとに環境に関する現行の市の支援施策を整理すると39ページの別表2のとおりとなります。

< 第 2 項 >

適正な経済的負担の措置

一定規模以上の汚染や負荷を与えている者に経済的負担を課す制度として、本市では、各種手数料の徴収、下水道使用料、下水道整備における自己負担、大型ごみ収集の有料化などにより既に一定の負担制度を導入しています。

今後は、廃棄物の減量やリサイクルの促進を図るため、製品の価格に預り金（デポジット）を上乗せして販売し、使用後の容器等を回収する時に預り金を払い戻すデポジットシステムの採用や家庭ごみ処理の有料化なども考えられます。

調査及び研究

こうした措置は、市民、市民団体及び事業者に負担を求めるものであることから、その措置の効果、経済に与える影響等を調査・研究しなければならない旨を定めたものです。

特に必要があるとき

都市・生活型公害や地球環境問題など、環境問題を解決していくためには、消費行動や生産活動など市民、市民団体及び事業者の行動において環境への負荷の低減に努めることが重要ですが、経済的負担を求める措置は、これを誘導するために必要かどうかという観点から判断されるものと考えます。今日の状況下で新たな経済的負担を課す措置は、比較的新しい手法であり導入には一定の準備が必要となりますが、有効と認められた場合には、その措置を講ずるように努めることを表現しています。

基本方針	環境関連規則・要綱等名
生活環境	城陽市合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱 城陽市公衆浴場対策補助金交付規則 城陽市生け垣設置費助成金交付要綱 城陽市私道舗装及び排水施設工事費補助金交付要綱 城陽駅東地区土地区画整理事業の施行地区内における地盤改良事業費補助金交付要綱 自治会街灯維持管理事業費補助（施策） 自治会公園維持管理委託（施策） 城陽市シルバー農園事業実施要綱 害虫駆除業務（施策） 有害鳥獣駆除（施策） 松くい虫被害木伐倒駆除（施策） 城陽市公共下水道排水設備工事資金融資あっせん規則
自然環境	緑の相談（施策） 結婚・誕生記念樹配布（施策）
歴史及び文化環境	城陽市文化財保護事業費補助金交付要綱
廃棄物対策	城陽市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱 城陽市資源再生利用補助金交付規則

(公共的施設の整備等)

第 15 条 市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

生活排水による水質汚濁問題、廃棄物問題など今日の環境問題は、通常の社会経済活動に伴う環境への負荷の集中に起因していることから、個別の規制等の対応のみでは不十分であり、下水道の整備など環境の保全等に対応する社会資本の整備を進めていくことが重要です。

また、自然との触れ合いや快適な環境を求める市民要望に応えるためには、今後とも適切な関連施設の整備を推進することが必要です。

このようなことから、本条では、環境保全に資する社会資本の整備や自然環境の保全に関する施設の整備を適切に位置付け、また、公的主体が行う事業だけでなく、事業者等が行う各種の事業についても適切に位置付けることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会基盤整備を図ることを目的とするものです。

【説明】

< 第 1 項 >

緩衝地帯

公園、緑地、公共空地等、大気汚染や騒音を防止するために行われる事業を指しており、環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備の例示として掲げています。

その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備

施設の整備としては、次のようなものがあげられます。

公共的施設の整備

- ・工場、沿道整備道路等の周辺における緩衝地帯の整備
- ・河川等における水質浄化のための導水施設等の施設の整備

その他の事業

- ・河川等の堆積汚泥浚渫等の水質浄化事業
- ・農業用地の客土、土壌改良等の土壌汚染回復事業
- ・希少野生動植物等の保護増殖のための飼育培養、給餌等の事業

その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備

施設の整備としては、次のようなものがあげられます。

公共的施設の整備

・下水道、コミュニティプラント、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の排水処理施設の整備

- ・一般・産業廃棄物の処理施設の整備
- ・環境負荷低減に資するバイパス道路等の整備
- ・環境負荷低減に資する鉄道、新交通システム等の整備
- ・環境負荷低減に資する通信基盤施設の整備

その他の事業

- ・環境負荷低減に資する森林等の整備

必要な措置

本規定は、市が自らこれらの施設の整備等の事業を実施するだけでなく、民間事業者に対する支援を行う場合なども含むものです。

< 第2項 >

公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の整備

自然環境の健全な利用等を促進するとともに、自然に親しみ自然と触れ合うための事業を位置付けたものであり、近年の自然との触れ合いに対するニーズの高まりに対応するものです。

事例としては、

公共的施設の整備

- ・都市公園の整備（園路、広場、便所等）
- ・自然公園の利用施設の整備（園地、野営場、公衆便所等）
- ・長距離自然歩道の整備（歩道、指導標、解説板等）
- ・森林保健施設の整備（遊歩道、広場、野営場等）
- ・河川等における植栽、遊歩道、親水施設等の整備

その他の事業

- ・緑化事業

等が考えられます。

必要な措置

環境美化や清掃などの取組、空き缶等散乱防止対策など、市が自らこれらの事業を実施するだけでなく、市民等に対する支援を行う場合なども含むものです。

(自然環境の保全等)

第16条 市は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が再生、保全及び創造されるように必要な措置を講ずるように努めるものとする。

【趣旨】

本条は、自然環境に係る地域的な問題については、市の役割が重要であることにかんがみ、本市の自然的社会的条件に応じて講じる独自の施策と相まって、自然環境の適正な保全、再生及び創造に努めることを示しています。

【説明】

生物の多様性

生物の多様性とは、「生物の多様性に関する条約」(平成4年の地球サミットで採択)に盛り込まれた概念で、多様な生態系が存在するという「生態系の多様性」多様な種が存在すること、すなわち全地球的に種の絶滅が防止され、および個々の生態系が多様な種から構成されているという「種間の多様性」同じ種においても、多様な地域的個体群が存在することを含め、同じ種の中でもそれぞれの個体が有している遺伝形質が異なるという「種内の多様性」の3つのレベルの多様性をいうものであり、生物の多様性を確保するという視点に立って適正な保護を行うことが必要です。

多様な自然環境

地域的には、山地から都市まで樹林の存在する地域としての森林、樹林以外の自然が存在する地域としての農地、水辺の自然が存在する地域としての水辺地、草地や岩石地、あるいは住宅地等の地域における緑地などが含まれ、自然の豊かな地域のみならず、市街地の中の小さな自然も含め、すべての地域をいいます。また、様々な野生生物の生息・育成地としての森林、地下水・河川等の自然界における本来の水循環機能などの環境面も含んでいます。

必要な措置

野生生物の生息実態等の把握や科学的な情報に基づいた生息環境の維持・形成を図るとともに、生物の多様性の確保として、生物の生息・生育空間(ビオトープ)の創造などの事業や水辺景観・生態系に配慮した川づくり、地下水の水質保全対策、水源のかん養となる森林の保全・整備などが考えられます。

【参考：語句説明】

ビオトープ

生物を意味する Bio と場所を意味する Tope を合成したドイツ語で、生物が生息する空間という意味ですが、生物学的には、特定の生物群が生育できるような環境条件を備えた、限られた地域と定義されています。近年では、河川、道路、緑地、公園などの整備に際しても、ビオトープの維持や再生、創造に配慮した取組がなされるようになってきています。

(資源の循環的な利用等の促進)

第17条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、市民団体及び事業者による資源・エネルギーの循環的な利用、廃棄物の発生の抑制等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源・エネルギーの循環的な利用、廃棄物の発生の抑制等に努めるものとする。

【趣旨】

本条では、基本理念に掲げる、「環境への負荷の少ない循環型で持続可能な社会の実現」及び「地球環境保全の取組」に向けて、これまでの資源の大量消費、不要物の大量排出を前提とした社会経済システムのあり方を見直すことや、地球温暖化など、地球環境保全の観点から最も重要な施策であるエネルギー対策に関する施策を実施することを示しています。

また、第2項では、市が施設の建設など、自ら事業を行う場合や通常の業務の中で率先して資源リサイクル対策や省エネルギーなどに取り組むことを示しています。

【説明】

<第1項>

資源・エネルギーの循環的な利用、廃棄物の発生の抑制等

地球環境保全のためには、資源の積極的な循環利用の促進を図ることや、エネルギーの使用量をできるだけ減らすことが重要であり、その観点から、省エネルギーやエネルギーの効率的な利用を進めることが最も重要な施策であると考えます。また廃棄物等については、市民、市民団体及び事業者が、日常生活等の中から排出される廃棄物の量を減らし、資源の再生利用やリサイクルを進めること等の重要性を示したものです。

必要な措置

具体的には、資源再生利用補助金制度などによる資源集団回収の推進、資源分別回収の徹底、資源化、廃棄物減量の啓発活動などのほか、環境基本計画等における各種施策が考えられます。

<第2項>

市の施設の建設及び維持管理その他の事業

ここでは、市自らが廃棄物の減量などに取り組むことを規定したもので、施設の性格等を問わずに、あらゆる市の施設の建設、維持管理その他の事業の実施に当たって、資源・エネルギーの循環的な利用、廃棄物の発生の抑制等に努めることを定めたものです。

なお、市では、事務用品のグリーン購入の推進やISO14001認証取得に取り組んでいます。

(東部丘陵地の環境への配慮)

第 18 条 市は、市域の東部に位置する丘陵地において、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者に対し、良好な環境の保全等に向けた必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、山砂利採取跡地を含む東部丘陵地において、事業者が基本理念に基づき東部丘陵地全体における自らの事業活動が環境に及ぼす影響に対して、配慮を行うよう規定をしたものです。

「東部丘陵地の環境整備」については、城陽市における環境問題において山砂利採取という歴史的背景を有し、かつ「東部丘陵地利用計画」においては、山砂利採取跡地の環境回復、防災上の安全対策、山砂利採取事業の継続、第二名神高速道路及び木津川右岸運動公園等の大型プロジェクトなど、地域的にも広範にわたる市としての重要なテーマを抱えていることから、第 18 条において独立した条文化を行ったものです。

なお、当然のことではありますが、現在の山砂利採取そのものに対する事業者の行為については、第 13 条の規制措置においても事業者としての責務を有するものです。

【説明】

市域の東部に位置する丘陵地

本条については、山砂利採取跡地を含む東部丘陵地において、事業活動が環境に及ぼす影響に対して配慮を行うよう規定したものであり、その対象とする区域については J R 奈良線以東の一帯をその範囲として考えております。

土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業

東部丘陵地利用計画においては、山砂利採取跡地の環境回復、山砂利採取事業の継続、山砂利採取跡地の環境条件を踏まえた都市基盤施設整備、第二名神高速道路及び木津川右岸運動公園等の広域拠点機能施設整備など、大きな整備課題を抱えており、これらの事業活動においてまさに良好な環境の保全等を基本とした取組を目標とするものです。

必要な措置を講ずる

東部丘陵地については、現在及び将来に向けて環境の保全上の重要な課題を有しています。

本条では、単なる規制措置にとどまらず、自然環境の保全、車両通行における経路や安全運転、また、道路汚損防止に関する事項など幅広い取組を目的としているものです。

また、山砂利採取に関しては、今後、(仮称) 山砂利条例を策定し必要な規制を加えていく予定にしております。

(環境影響評価)

第19条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たりあらかじめ環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、良好な環境の保全等について適正に配慮することができるように必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

環境影響評価は「環境アセスメント」と呼ばれるもので、事業者がある事業を実施する前に、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、事前に調査、予測及び評価を行うものです。事業者はこの影響評価を実施した後、該当する許認可を受け事業を行うこととなります。

本条は、各種開発行為の実施によって生じる環境の悪化を未然に防止するための有効かつ適切な手段である環境影響評価について、これを効果的に実施するため、市が所要の措置を講ずることを明らかにしたものです。

本条例の第7条第1項では、事業者の責務として公害の防止や環境保全のための必要な措置を講ずることを規定しており、事業者が環境影響評価を行うことはその責務として講ぜられるべき具体的措置の一つであります。市としても事業者が行う環境影響評価をより実効性のあるものとするため、この規定を設けたものです。

【説明】

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業

「環境に著しい影響を及ぼすおそれ」があるかどうかは、個々の事業の規模や内容等に照らして判断されることとなりますが、「環境影響評価法」や「京都府環境影響評価条例」で規定する事業のほか、本市の地形、地理的条件等の自然的条件及び産業活動の状態や市民の生活スタイルなどの社会的経済活動状況等の社会的条件等に照らし合わせ判断することとなります。

あらかじめ環境への影響

「あらかじめ」とは、少なくとも事業実施前に環境影響評価を行うことをいうものです。「環境への影響」には、工事施工中の影響のみならず、工事が完了して施設の供用がなされた後の影響についても含まれます。

自ら適正に調査、予測及び評価を行い

開発事業の実施に伴う環境への配慮は、事業者が自らの責任と負担において行うべきであることから、環境影響評価においては、事業者自らが調査、予測及び評価を行うことが原則です。「適正に」とは、恣意に流れることなく、公正・客観的に調査、予測及び評価を行うという趣旨です。

なお、適正な調査、予測及び評価を行うために、市としても、今後環境影響評価法や京都府環境影響評価条例による手続などを参考とし、本市における環境影響評価手続についても検討することとなります。

その結果に基づき、良好な環境の保全等について適正に配慮

「その結果に基づき」とは、調査、予測及び評価の結果に沿って環境への配慮を行うことを意味しています。環境への配慮は、「適正に」行われた調査、予測及び評価の結果を踏まえて行わなければならないことを明らかにしたものです。

この場合の「環境への配慮」には、工事施工中の環境への配慮のみならず、工事が完了して施設の供用がなされた後の環境への配慮も含まれます。

必要な措置

「必要な措置」とは、国や京都府と同様、環境影響評価に関する条例の制定や実施方法書の作成、また、京都府環境影響評価条例の手続の中で述べられる市長の意見も含まれます。

(事業者との協定)

第20条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、事業者との間で環境への負荷の低減に関する協定を締結することができる。

【趣旨】

本条は、事業者との環境保全協定の規定を設けたものです。

【説明】

特に必要があるとき

特に必要があるときとは、関係法令による権限が市にない場合や環境に大きな影響を及ぼすおそれがある場合などに限られます。

協定

協定は、あくまでも当事者間の合意を前提とした契約の一種であり、法令などによる規制のない場合などの担保として結ぶこととなりますが、市が当事者となる協定は、主として環境に大きな影響を及ぼすおそれがある場合などに限られます。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第21条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用に努めるとともに、市民、市民団体及び事業者による当該製品等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

環境への負荷の少ない、健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築のためには、環境への負荷の少ない製品等の利用について市自らが積極的に取り組むとともに、市民、市民団体及び事業者についても当該製品等の利用促進を図ることを規定したものです。

【説明】

環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用

再生資源やその他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用のことを指し、原材料としては古紙、カレット(ガラスくず)、製品としては再生資源を利用した製品、容器、包装材、燃焼効率のよい自動車、役務としては公共交通の利用や物流における共同輸配送など輸送の合理化されたサービスの利用などが挙げられます。

必要な措置

「必要な措置」とは、市自らが再生資源等環境への負荷の少ない製品等の利用に努めること、環境への負荷の少ない製品等に関する情報を、これらを利用する市民、市民団体及び事業者適切に提供することなどをいいます。

なお、市の取組については、現在既に一部の事務用品についてグリーン商品の購入を進めていますが、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律(グリーン購入法)第10条において、地方公共団体が年度ごとに環境負荷の低減に資する物品・役務(環境物品等)の調達方針を作成し、当該方針に基づいて物品等の調達を行うための努力義務が課せられており、本条はこれを踏まえた取組の推進を規定しています。

第2節 市民等による環境保全活動を促進する施策

(環境学習及び環境教育の推進)

第22条 市は、市民、市民団体及び事業者が良好な環境の保全等についての理解を深めることにより、環境に配慮した生活又は行動が促進されるように、環境に関する学習及び教育を推進するものとする。

【趣旨】

今日の環境問題は通常の経済活動や日常生活に起因するところが多く、今後、経済活動のあり方や生活スタイルを環境への負荷の低減の観点から見直していくことが必要となっています。その解決のためには、市民、市民団体及び事業者によって、人と環境の関わりなどについての認識や理解を深めるとともに、環境に配慮した活動を行う意欲が促されることが必要であり、本条は、このような観点から、市が環境に関する学習及び教育を積極的に推進していくことを示したものです。

【説明】

学習及び教育

「学習」という用語は、「教育」の受け手として行われる「学習」という意味と、自然と触れ合うことなど環境と関わる自らの行動を通じて自発的に行われる「学習」という意味の双方を持つものです。環境についての理解を深めるためには、特に後者の「学習」が欠かせないことにかんがみ、「学習」を特記したものです。また、「教育」には、学校での教育、家庭での教育、勤労の場所での教育、その他公民館、図書館、町内会等地域社会で行われる教育が含まれます。

なお、本市においては、現在動植物環境調査事業の結果を活用して親しみやすい生き物についての小学生向けパンフレットを作成し、配布する等の取組を進めています。

推進する

推進例としては、次のようなものが想定されます。

(1) 資料の提供

環境教育指導資料の作成・普及
資料の提供を通じた指導手法の普及
指導のための資料・教材等の作成

(2) 施設の整備

自然教育・学習に利用できる施設の整備(例：自然公園、自然観察の森等)
社会教育・学習に利用できる施設の整備(例：地域環境学習センター等)

(3) 人材の確保

既に能力と実績を有する者の登録
環境アドバイザー、自然解説指導者等の養成・特殊技能の認定

(4) その他

学校が自然環境の中での集団宿泊生活を通じて行う自然教室の実施等

(市民等の自発的な活動の促進)

第23条 市は、市民、市民団体及び事業者による良好な環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

今日の環境問題は通常の経済活動や日常生活に起因するところが多く、これらの問題を解決するためには、今後、経済活動のあり方や市民のライフスタイルが環境への負荷の低減の観点から見直されることが必要です。そのためには、市民、市民団体及び事業者によって自発的に行われる環境保全活動が効果的に行われるようになることが重要であり、本条では、これらの活動を促進するための措置を市が行うことを規定しているものです。

【説明】

自発的な

規制を遵守する場合も含め、環境保全に取り組む際の一般的姿勢を示すものとして、解説中の他の箇所「自主的」という用語を用いているのに対し、本条において「自発的」としているのは、規制、指導等の行政による関与がなくとも活動が行われるという意味です。

必要な措置

必要な支援としては、以下のようなものが想定されます。

(1) 知識の普及

- ・パンフレット・書籍の教材の作成・配布
- ・講演会、シンポジウム等の開催
- ・指導者・助言者の紹介・派遣 など

[普及されるべき知識の具体的内容]

- ・事業活動に伴って生じる環境への負荷の低減させるために必要な知識

例 自らの事業活動に伴って生じる環境への負荷を低減させるためにどのような方策があるのか

例 生活排水を浄化するためにどのような方策があるのか

- ・その他環境の保全のための措置を講じるために必要な知識

例 どのような種類の樹木が大気浄化能力が高いのか

例 どのような種類の樹木を植えれば野鳥が増えるのか

(2) 望ましい活動の推奨

- ・望ましい活動の表彰
- ・望ましい活動の認定 など

(3) 民間団体等が行う事業に対する資金助成

- ・環境保全に重要な意義を有する実践活動事業
- ・市民に対する環境保全に関する啓発・普及事業
- ・環境保全活動に関する調査研究事業 など

(4) その他

- ・人材登録制度や人材育成のための研修会 など

第3節 地球環境保全のための施策

(地球温暖化の防止等に関する施策の推進)

第24条 市は、地球環境保全に資するため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

【趣旨】

本条は、第3条第5項の基本理念の規定を踏まえ、地球温暖化の防止、オゾン層の保護など地球環境問題の解決のため、行政はもとより、市民、市民団体及び事業者一人ひとりが、日常生活や事業活動における環境への負荷の低減について、自ら考え行動することが必要なことから、市としても地球環境の現状を認識し、地球環境保全に資するための施策を推進すること(地球環境保全に対する市のスタンス)を規定したものです。

また、本条における活動は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく実行計画の策定及び実施について、その取組を目的としているものです。

【説明】

地球温暖化の防止、オゾン層の保護等

地球環境問題については、環境省がこれを説明する際に9つの事象として次のように例示しています。

地球温暖化	オゾン層の破壊	酸性雨(雪)	野生生物種の減少
海洋汚染	有害廃棄物の国境を越えた移動	熱帯林の減少	砂漠化
開発途上国の公害問題			

施策

省資源・省エネルギーや自家用車の使用自粛など直接的に地球環境の保全に寄与するものだけでなく、直接の目的は異なっても、間接的に地球環境の保全に役立つものも含めた意味であり、例えば、資源の有効利用の観点からの自然エネルギーの活用など、結果的に地球温暖化や酸性雨の対策となるものや、国等への働きかけを行うものも含まれています。

積極的に推進

地球環境問題は、通常の社会経済活動や日常生活に起因していることから、社会経済システムのあり方やライフスタイルの見直しが必要との認識に立った施策の推進が必要です。

(地球環境保全に関する国際協力等の推進)

第25条 市は、地球環境保全に資するため、国際機関、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する国際協力等の推進に努めるものとする。

【趣旨】

この規定は、地球環境問題が地球規模という空間的広がりを持つ問題であり、その解決に当たっては一国だけにとどまらず、諸外国と協力して取り組む必要がある重要な問題であることから、市としても関係機関、団体等と連携し、所要の地球環境保全に関する施策を講ずるとともに、国際的な連携の確保をはじめとする国際協力等の推進に努めることを規定したものです。

また、環境基本法においては、地球環境保全に関する国際協力について地方公共団体が果たす役割の重要性を示しており、このことをあわせて踏まえた規定としています。

【説明】

国際機関、国、他の地方公共団体その他の関係機関等

国際機関としては、UNEP（国連環境計画）、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）、ICLEI（国際環境自治体協議会）などがあり、ICLEIには平成13年11月現在、世界で72の国と地域の計397の自治体が、日本では鎌倉市、滋賀県、京都市など47の地方自治体が加盟しています。

また、「関係機関等」にはボランティアなどの民間団体やJICA（国際協力事業団）などのほか、地球環境保全に資する国際協力であれば、団体、企業や個人も含まれます。

国際協力等の推進

地球環境保全は、一国、一地方公共団体の取組でできるものではなく、市としては、関係機関、団体等と連携し、地球環境保全に関する情報の交換等を通じて国際的な協力・連携を進めていくという意味です。

第5章 推進及び調整体制等

(環境審議会)

第26条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、城陽市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の調査審議を行う。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、良好な環境の保全等に関する基本的事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員10人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民団体の代表者

(2) 学識経験を有する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他市長が必要と認める者

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

7 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び環境基本法第44条の規定に基づき、市における環境政策の基本的事項を調査審議等させるため、附属機関として審議会の設置を定めたものです。

本審議会の任務は、「調査審議」と「点検評価」の機能を有していますが、環境基本法は「調査審議」を行うものであり、「点検評価」についての機能はないため、「調停、審査、諮問又は調査」のできる地方自治法の規定を追加するものです。

【説明】

<第2項>

調査審議

「調査審議」とは、環境基本計画等の調査審議のほか、環境基本計画を受けて実行計画や施策の実行が、良好な環境の保全等や持続可能な地域社会の構築に向けて、どの程度実現されたかについて、その進捗状況の点検評価も行うものです。

< 第 3 項 >

市長に意見を述べることができる

環境審議会は、諮問に基づかない場合でも調査審議等を行う必要もあり、市長からの諮問がなくても、審議会として調査審議を行い意見を述べることを定めたものです。

< 第 4 項 >

委員 10 人以内

委員数については、十分な議論を円滑に進めるための人数としました。

(参考) 城陽市廃棄物減量等推進審議会委員：10 人以内

【参考：語句説明】

附属機関

地方自治法第 138 条の 4 (委員会・委員及び附属機関の設置) 及び同法第 202 条の 3 (附属機関の職務権限・組織等) の規定に基づく「附属機関」です。「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」と規定されています。

環境基本法第 44 条(市町村の環境保全に関する審議会その他の合議制機関)においては、「市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。」と規定されています。

(市民等の施策への参加)

第27条 市は、市、市民、市民団体及び事業者が地域の良好な環境の保全等及び地球環境保全に関して、パートナーシップによりその施策等を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

市民参画の制度的保証として、市民、市民団体及び事業者の参加や協力を得るとともに、具体的に協働体制を整備することを規定しており、市、市民、市民団体及び事業者が各々の責任と分担に基づく取組によって、全体として一体となって良好な環境の保全等に向けた活動を推進すること、並びに地球環境保全に関する行動計画である「ローカルアジェンダ」の策定やその推進等に取り組むため、具体的にはパートナーシップ会議を設置する等、体制整備等に取り組むことを規定しています。

【説明】

その施策等

ここで言う「施策等」とは、市が策定する「環境基本計画」及びこれを具体的に実施していくための「実行計画」、またパートナーシップ会議で策定する「行動計画」、その他の環境施策を指しています。

必要な措置

市、市民、市民団体及び事業者の交流の場、ネットワーク形成の場、ローカルアジェンダの策定、率先行動の実施、推進機関等の役割を果たすための組織としてのパートナーシップ会議を設置すること等を想定しています。

想定される具体的な活動：

環境基本計画に基づく地域での行動計画及びその率先行動に関すること、環境に関する講座の開催及び情報交換等、環境関連啓発事業の企画推進、その他地域環境の再生、保全及び創造に関する協働事業等

地球環境に関する行動指針の策定、地球環境保全に関する実践行動の企画推進等
など

構成メンバー：

市民

市民団体（自治会、PTA、高齢者団体、子ども会、文化団体、スポーツ団体、ボランティア団体、福祉団体、環境団体、まちづくり団体など）

事業者

学識経験者

市及び各関係機関

コーディネーター

【参考：語句説明】

ローカルアジェンダ

「アジェンダ(agenda)」とは「課題」、「今から取り組んでいくべき課題一覧」のことであり、「アジェンダ21」は「21世紀に向けての課題」という意味で、平成4年6月にリオ・デ・ジャネイロで「地球サミット(UNCED/環境と開発に関する国連会議)」が開催された時に合意された21世紀に向けての行動原則です。

「アジェンダ21」においては、地方自治体が「持続可能な発展」の実現に果たす役割の大きさにかんがみ、市民、市民団体や事業者と対話して、「アジェンダ21」の地方版である「ローカルアジェンダ21」に関する合意を得るべきこととしており、「ローカルアジェンダ」とは、その合意の内容である「市民行動計画」を指すものです。

(施策の推進体制の整備)

第 28 条 市は、良好な環境の保全等に関する施策の調整を図るとともに、その施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

【趣旨】

今日の環境問題は、公害、自然環境、都市緑化などの快適な環境、さらには地球環境問題など広域多岐にわたっており、根本的には環境連鎖ともいべき性格を有し、市の機関及び各部課相互の緊密な連携及び施策の調整を図る必要があります。

このため、市は、市の機関及び各部課相互における横断的な取組を図り、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備について規定するものです。

【説明】

施策の調整

庁内における調整は、良好な環境の保全等に関する施策の実効性を担保する上で極めて重要なものです。調整は、施策の策定段階のみならず、施策の運用、進行管理など様々な段階で行っていくことが必要となっています。

体制を整備

庁内組織としては、平成 12 年 5 月に設置した城陽市環境基本条例等策定推進本部及び環境基本条例等策定検討委員会を発展させた組織を設置することなどが考えられます。

(調査及び研究の実施)

第29条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の良好な環境の保全等に関する施策の策定等に必要な調査及び研究に努めるものとする。

【趣旨】

環境施策を適切に策定・実施していくためには、問題となる環境の状況の把握や原因の究明、環境の変化が人の健康や生態系に及ぼす影響の予測など、基礎となる必要な調査及び研究を行うことが不可欠であることから、本条では、市が環境保全施策の策定に必要な調査及び研究を外部委託を含め実施することを規定したものです。

【説明】

環境の状況の把握に関する調査

次条の定期的な監視等だけでは把握できない環境の状況についての調査を指します。

例えば、大気環境調査などの地域を限った調査や期間を限った調査などがあります。特に、自然環境について新たに施策を実施していくためには、自然環境や地球環境等、常時監視などの手法が確立していない分野について、現在の状況を必要に応じて適切に把握することが重要であり、このため「環境の状況の把握に関する調査」を行うことが不可欠です。

環境の変化の予測に関する調査

シミュレーション手法を用いた大気や水質などの環境の変化の予測に関する調査、環境の変化の原因を究明する調査をいいます。

環境の変化による影響の予測に関する調査

環境の変化が生態系、人間へ与える影響の予測に関する調査をいいます。

実施されている調査の例として、紫外線による健康影響調査、酸性雨研究調査などがあります。

その他の・・・調査及び研究

先に述べた例示に該当し難い調査としては、環境変化の原因究明に関する調査、環境保全技術の現状・将来動向に関する調査などさまざまなものがあり、環境保全施策の策定のためには広範な領域にわたる調査を実施していく必要があります。

なお、調査及び研究には、市が自ら行うもののほか、市が外部に委託して行うものなども含まれます。

(監視等の体制の整備)

第30条 市は、環境の状況を的確に把握し、良好な環境の保全等に関する施策を実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査体制の充実に努めるものとする。

【趣旨】

環境に関する施策の実施に当たっては、環境の状況の的確な把握が前提となるものであることから、施策の適切な実施を担保するためには、監視等の体制を整備する必要があります。

監視等の実施に当たっては、専門技術者、測定機器等の整備が不可欠であり、効果的に実施するためには市による体制整備が必要となります。本条では、必要な監視、測定、試験および検査の体制の整備について規定したものです。

【説明】

環境の状況を的確に把握

市が行う監視等の結果や国や他の公共団体が行う監視等の結果を用いて、環境の状況を把握することです。

監視、測定、試験及び検査

「監視」：継続的に環境の実態、施策の実施状況等を把握することです。

(例) 大気、水質の常時監視など

「測定」：有害物質の濃度等の状態を表す量を把握することです。

(例) 排出水の汚染状況の測定、騒音の測定など

「試験」：実験等により、物の性質等を調べることです。

(例) 化学物質の分解度、濃度、毒性等の試験など

「検査」：有害物質の濃度等が特定の基準・規定に適合しているか否かを調べることです。

(例) 大気汚染防止法に基づく立入検査、浄化槽法に基づく水質検査など

【参考】現在市が実施している業務

1. 環境の状況の把握に関する調査

事業場悪臭調査

事業場から排出される悪臭について公共域に影響を及ぼしていないか監視するため、また環境への状況を把握する目的で実施しています。

事業場排水調査

事業場から公共水域への排水について監視するため、また環境への状況を把握する目的で実施しています。

ゴルフ場排水調査

ゴルフ場から公共水域への排水について監視するため、また主にゴルフ場農薬の環境への状況を把握する目的で実施しています。

生活環境騒音調査、道路交通騒音・振動調査

住宅地等での生活に関連する環境騒音、幹線での自動車等の走行に伴う道路交通騒音・振動等について環境の状況を把握する目的で実施しています。

2. 環境の変化の予測等に関する調査

第二名神建設に伴う大気環境調査

本調査は市内の大気の現況を把握すること、並びに第二名神建設に伴い大気環境の変化の予測に関する基礎資料として平成3年度より実施しています。

生活排水対策に伴う河川環境調査

本調査は河川の汚濁状況を把握すること、並びに主に下水道の普及に伴い河川環境の変化の予測に関する基礎資料として実施しています。

地下水水質調査

本調査は市内の地下水の現況を把握すること、並びに汚染等の変化の予測に関する基礎資料として平成3年度より実施しています。

体制の充実

監視測定網の整備をはじめとして、専門技術者の配置、測定機器の整備などを想定しています。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第31条 市は、市の区域外に及ぶ環境への負荷の低減に努めるとともに、良好な環境の保全等のために広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、広範にわたる環境問題などに適切に対処していくために、市は、市域外へ及ぼす環境への負荷の低減に努めるとともに、広域的な取組を必要とするものについては、一市町村だけではその対応が難しいことから、環境基本法第40条の規定を踏まえ、市としても国や他の地方公共団体と協力して、積極的に良好な環境の保全等の推進に努めることを示したものです。

【説明】

市の区域外に及ぶ環境への負荷

具体的な事例としては、工場・事業所や暖房機器、自動車等から排出される二酸化炭素や窒素酸化物などによる大気汚染、生活排水等による河川、海域の水質汚濁などのほか、地球温暖化や酸性雨などの地球環境問題もあげられます。

広域的な取組を必要とする施策

具体的な事例としては、自動車等による排出ガス対策、流域下水道事業、環境学習等の広域開催、市長会等の会議などが想定されます。

協力

個々の施策や事業における費用負担などのほか、一般的、抽象的な意味での協力関係として規定したものであり、情報交換や事業実施に当たっての協議なども含んでいます。

努める

「努める」としたのは、協力や連携を行うに当たっては、相手側の意向や体制など配慮すべき事項があるためです。

【参考】環境基本法第40条（国及び地方公共団体の協力）

「国及び地方公共団体は、環境の保全に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。」

(一時滞在者等の協力)

第32条 本市に一時滞在等する者は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全等に努めるとともに、市が行う良好な環境の保全等に関する施策並びに市民、市民団体及び事業者が行う環境保全活動に協力するものとする。

【趣旨】

本条は、本市に住所を有しない旅行者等の一時滞在者及び本市内の事業所等に勤務する者等についても、基本理念にのっとり、この条例の趣旨を理解し、適切な行動をとられるよう協力を促す規定です。

また、市としても積極的な啓発を行うなど本条に基づく対応を実施していく必要があります。

【説明】

本市に一時滞在等する者

一時滞在等する者とは、旅行者や本市に通勤・通学する者、また、本市を通過する者を指しており、本条例の趣旨に基づき、すべての者が環境問題の当事者であるという「全員参加」の考え方を示しています。

(その他)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

条例施行に関し、必要な事項は規則等で定めることとする規定です。

附 則

この条例は、平成14年(2002年)4月1日から施行する。

【趣旨】

条例の施行期日について規定しています。条例の施行については、庁内調整や市民啓発を推進する期間を置くこととし、平成14年4月1日とします。

参 考 资 料

城陽市環境基本条例（平成13年12月27日条例第25号）

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第8条）

第2章 施策の策定等に係る基本方針（第9条）

第3章 施策の総合的かつ計画的推進（第10条 - 第12条）

第4章 推進施策

第1節 市が講ずる施策（第13条 - 第21条）

第2節 市民等による環境保全活動を促進する施策（第22条・第23条）

第3節 地球環境保全のための施策（第24条・第25条）

第5章 推進及び調整体制等（第26条 - 第33条）

附則

前文

私たちのまち城陽は、京都と奈良の中間に位置し、豊かな水や自然の恵みを受け、さまざまな歴史と文化を形づくってきた。

しかしながら、昭和40年代からの急激な人口増加や都市化により、農地や森林の減少、河川の水質汚濁、ごみ排出量の増加、騒音、振動等の環境の悪化が進行してきた。とりわけ、東部丘陵地においては、広大な山砂利採取による市民生活への影響、採取後の土地利用が大きな課題となっている。

一方、近年のめざましい科学技術の進歩と、それに伴う社会経済活動の飛躍的な発展は、私たちが様々な労苦から解放し、物質的に豊かで便利な生活を実現させてきた。しかしながら、このような生活の背景にある大量生産、大量消費、大量廃棄を基本とした社会経済システムは、自然環境や生活環境に様々な負荷を与えるとともに、地球規模の環境にまで大きな影響を与えている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むために、良好な環境の豊かな恵みを受ける権利を有している。そして同時に、この恵み豊かな良好な環境を将来の世代に引き継いでいく責務を負っている。

今、私たちは、私たちの生活が環境に負荷を与えていることを自覚し、歴史的、文化的遺産を通して先人たちの生活の知恵に学びながら、自らの生活や行動を環境への負荷の少ないものに変えていき、自然と人との共生を基本とする循環型社会を築いていかなければならない。このような共通認識の下で、「緑と太陽、やすらぎのまち・城陽」の都市像を目指して、市、市民、市民団体及び事業者がパートナーシップにより協力・協働して良好な環境の再生、保全及び創造に努めるとともに、地球環境を視野に入れた持続的発展が可能な社会をつくり上げていくため、市民の総意として、ここに城陽市環境基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な環境の再生、保全及び創造（以下「良好な環境の保全等」という。）のための基本理念並びに市、市民、市民団体及び事業者の協力・連携の下でそれぞれが果たすべき責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進することにより現在及び将来の市民が安心・安全で快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 良好な環境 現在及び将来の市民が健康を維持し、安心・安全で快適かつ文化的な生活を営むことができる生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）自然環境及び歴史文化環境をいう。
- (3) 市民団体 主として市民又は事業者により組織された、公益的活動を行う団体をいう。
- (4) パートナーシップ 良好な環境の保全等のため、市、市民、市民団体及び事業者が、各々の責任と分担の下で互いに自立し、相互に支え合う関係をいう。
- (5) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (6) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）悪臭等によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 良好な環境の保全等は、現在及び将来の市民が良好な環境を引き継いでいけるよう、すべての者の参加及び環境優先の認識の下に行われなければならない。

- 2 良好な環境の保全等は、豊かな水や緑の自然環境が守り育てられるとともに、自然との触れ合いを深め、自然と人との共生を目指して行われなければならない。
- 3 良好な環境の保全等は、資源・エネルギーの循環的な利用及びその適正な管理に努めることにより、環境への負荷の少ない循環型で持続可能な社会を実現し、発展させるように行われなければならない。
- 4 良好な環境の保全等は、市、市民、市民団体及び事業者がそれぞれの役割と責務を明確に認識し、パートナーシップによって行われなければならない。
- 5 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、地域での取組として行われるとともに、広域にわたるものについては、周辺地域、関係機関等と広域的国際的に協力・連携して取り組まなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する良好な環境の保全等についての基本理念（以下「基本理念」

という。)にのっとり、良好な環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び率先して実施しなければならない。

- 2 市は、基本理念にのっとり、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、良好な環境の保全等について配慮しなければならない。
- 3 市は、前2項に規定する施策の策定及び実施に関する必要な情報を適切に提供し、又は公開するように努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源・エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全等に関する活動(以下「環境保全活動」という。)に取り組むよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第6条 市民団体は、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減及び環境保全活動に努めるものとする。

- 2 市民団体は、基本理念にのっとり、自らの環境保全活動を推進するために、市民への情報提供及び市民の参画又は学習の機会の提供に努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、良好な環境を阻害することのないよう、自らの負担と責任において必要な措置等の対策を講ずるとともに、環境保全活動に取り組まなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、資源・エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 4 事業者は、基本理念にのっとり、良好な環境に配慮した事業活動を継続的に推進するとともに、環境マネジメントシステム(環境に配慮した事業の仕組みや手順をいう。)の構築に努めなければならない。

(各主体の協働)

第8条 市、市民、市民団体及び事業者は、前4条に規定するそれぞれの責務を果たすための環境保全活動等において、パートナーシップの理念に基づき協働していかななければならない。

第2章 施策の策定等に係る基本方針

第9条 市は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が再生、保全及び創造されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、緑地、水辺等における多様な自然環境が再生、保全及び創造されること。

- (3) 自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、緑化が推進され、並びに地域の個性を生かした都市景観が形成され、並びに歴史文化環境が再生、保全及び創造されること。
- (4) 地球環境保全に資する環境への負荷の低減が可能となるような循環型社会を構築するため、資源・エネルギーの循環的な利用、廃棄物の発生の抑制等を積極的に推進すること。

第3章 施策の総合的かつ計画的推進

(環境基本計画)

- 第10条 市長は、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 良好な環境の保全等に関する目標及び総合的な施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民、市民団体及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第26条に定める城陽市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(実行計画等)

- 第11条 市長は、前条の環境基本計画を推進するため、その取組を率先して実行するための行動計画(以下「実行計画」という。)を定めなければならない。
- 2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画、実行計画等との整合を図るものとする。

(年次報告等)

- 第12条 市長は、環境基本計画、実行計画等の適正な進行管理を図るため、市域の環境の現状、良好な環境の保全等に関する施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により公表した年次報告書に対して、市民、市民団体及び事業者の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。

第4章 推進施策

第1節 市が講ずる施策

(規制措置)

- 第13条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講じるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置)

- 第14条 市は、市民、市民団体及び事業者が環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の良好な環境の保全等に資する措置を採ることを助長する必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、市民団体及び事業者への適正な経済的負担の措置について調査及び研究を行い、特に必要があるときは、当該措置を講ずるように努めるものとする。

(公共的施設の整備等)

第15条 市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全等)

第16条 市は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が再生、保全及び創造されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第17条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、市民団体及び事業者による資源・エネルギーの循環的な利用、廃棄物の発生の抑制等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源・エネルギーの循環的な利用、廃棄物の発生の抑制等に努めるものとする。

(東部丘陵地の環境への配慮)

第18条 市は、市域の東部に位置する丘陵地において、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者に対し、良好な環境の保全等に向けた必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価)

第19条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たりあらかじめ環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、良好な環境の保全等について適正に配慮することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者との協定)

第20条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、事業者との間で環境への負荷の低減に関する協定を締結することができる。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第21条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用に努めるとともに、市民、市民団体及び事業者による当該製品等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

第2節 市民等による環境保全活動を促進する施策

(環境学習及び環境教育の推進)

第22条 市は、市民、市民団体及び事業者が良好な環境の保全等についての理解を深めることにより、環境に配慮した生活及び行動が促進されるように、環境に関する学習及び教育を推進するものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第23条 市は、市民、市民団体及び事業者による良好な環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

第3節 地球環境保全のための施策

(地球温暖化の防止等に関する施策の推進)

第24条 市は、地球環境保全に資するため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力等の推進)

第25条 市は、地球環境保全に資するため、国際機関、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する国際協力等の推進に努めるものとする。

第5章 推進及び調整体制等

(環境審議会)

第26条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、城陽市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の調査審議を行う。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、良好な環境の保全等に関する基本的事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員10人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民団体の代表者

(2) 学識経験を有する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他市長が必要と認める者

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

7 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(市民等の施策への参加)

第27条 市は、市、市民、市民団体及び事業者が地域の良好な環境の保全等及び地球環境保全に関して、パートナーシップによりその施策等を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第28条 市は、良好な環境の保全等に関する施策の調整を図るとともに、その施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(調査及び研究の実施)

第29条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の良好な環境の保全等に関する施策の策定等に必要な調査及び研究に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第30条 市は、環境の状況を的確に把握し、良好な環境の保全等に関する施策を実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第31条 市は、市の区域外に及ぶ環境への負荷の低減に努めるとともに、良好な環境の保全等のために広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(一時滞在者等の協力)

第32条 本市に一時滞在等する者は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全等に努めるとともに、市が行う良好な環境の保全等に関する施策並びに市民、市民団体及び事業者が行う環境保全活動に協力するものとする。

(その他)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年(2002年)4月1日から施行する。